

令和 7 年度

藤岡市環境事業概要

(令和 6 年度事務事業実績報告書)

目 次

I	藤岡市の概況.....	1
1	位置・面積.....	1
2	地形・水系.....	1
3	人口及び世帯.....	1
4	気象.....	2
5	産業.....	2
II	地球温暖化対策.....	3
1	2050 年ゼロカーボンシティ.....	3
2	2050 年に向けた「ふじおか 5 つのゼロ宣言」.....	3
3	藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）.....	5
4	市域全体の温室効果ガス排出量.....	8
5	グリーンカーテンの推進.....	8
6	プラスチックごみと食品ロスの削減.....	9
7	第一種特定製品の適正管理.....	9
8	再生可能エネルギーの導入推進.....	10
9	電気自動車（E V）等用急速充電器の設置.....	12
III	環境保全.....	13
1	自然環境の保全.....	13
2	不法投棄対策.....	14
3	地域美化活動の推進.....	15
4	公害苦情処理.....	16
5	大気関係.....	17
6	騒音・振動関係.....	21
7	水質関係.....	27
8	悪臭関係.....	30
9	有害化学物質.....	32
10	公害防止施設整備資金.....	33
11	環境保全協定.....	34
IV	環境衛生.....	36
1	狂犬病の予防.....	36
2	地域猫事業.....	38
3	スズメバチ駆除費補助事業.....	39
4	墓地・納骨堂等の経営等の許可等.....	40
5	飲料水の衛生管理.....	41
V	第 3 次藤岡市環境基本計画（平成 31 年 3 月策定/令和 5 年 3 月改訂）.....	43
1	藤岡市環境審議会.....	43
2	計画の概要.....	43
3	計画期間と計画の見直し.....	43
4	望ましい環境像、5 つの基本目標、基本施策.....	44
5	環境基本計画の目標指標.....	44

I 藤岡市の概況

1 位置・面積

本市は、群馬県の南西部に位置し、東側は埼玉県上里町や神川町、西側は甘楽町や下仁田町、南側は神流町や埼玉県秩父市、北側は高崎市や玉村町と接し、総面積は180.29km²です。

本市の北部では、日本の中央の南北軸である関越自動車道と東西軸である上信越自動車道、北関東自動車道により十字軸が形成され、日本海から太平洋、東北から中京・関西を結ぶ高速自動車道交通ネットワークの結節点であり、東京方面からの「群馬の玄関口」として重要な役割を担っています。



2 地形・水系

本市の南西部は、主要山岳である赤久縄山（1,523m）と御荷鉾山（1,287m）を有しているため標高が高く、北東に行くに従い平地が広がっています。市街地を含む平野部は、三方を鐺川、烏川、神流川に囲まれ、南部には首都圏の水がめである下久保ダムを有しています。



3 人口及び世帯

人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあります。

〔表〕人口及び世帯数の推移（各年度4月1日現在）

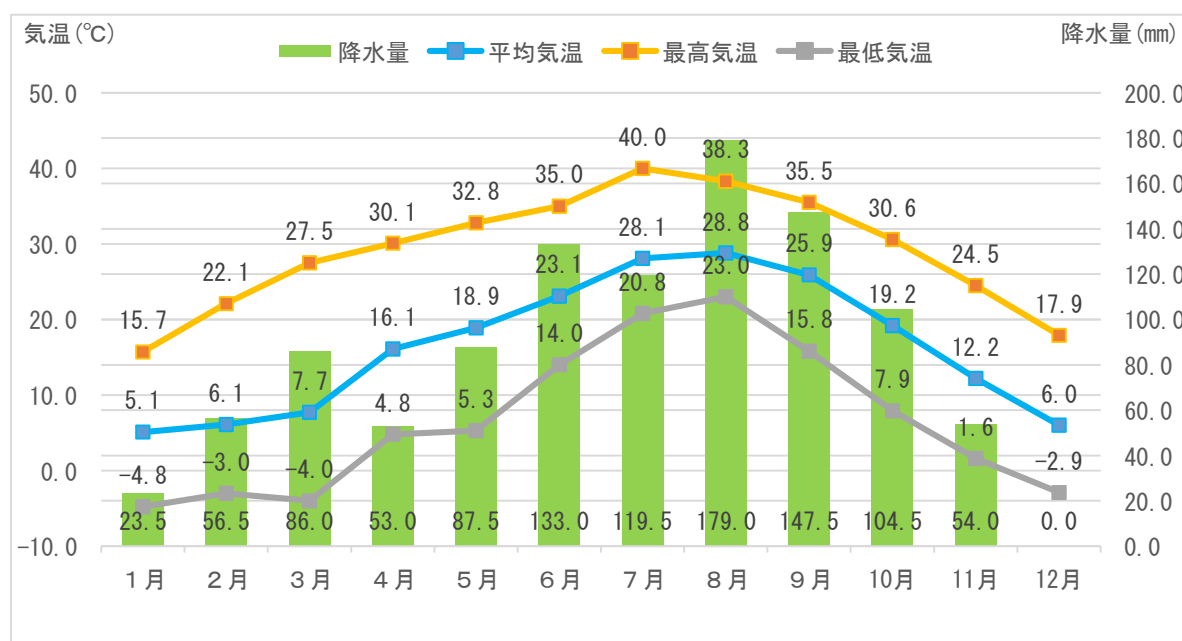
年度	人口（人）			世帯数 （世帯）	1世帯あたり の人員（人）	人口密度 （人/km ² ）
	男	女	総数			
R 3	31,413	32,697	64,110	27,693	2.32	355.6
R 4	31,082	32,209	63,291	27,690	2.29	351.1
R 5	30,758	31,888	62,646	27,834	2.25	347.5
R 6	30,431	31,610	62,041	28,070	2.21	344.1
R 7	30,027	31,220	61,247	28,123	2.18	339.7

※人口：外国人を含む ※市総面積：180.29km²

資料：住民基本台帳

4 気象

気候は太平洋側気候であり、夏は比較的雨量が多く、気温、湿度ともに高くなります。冬は山地を越えて乾いた風となって吹き降りる「からっ風」が強く吹き、気温の低い日が多くなります。年間平均気温は約16℃と比較的温暖な気候で、平野部の年間降水量は約1,000mmと比較的少なく、冬の降雪はほとんどありません。



資料：消防本部

〔図〕 気温降水量の月別変動（令和6年）

5 産業

農業・・・農家数：1,540戸 経営耕地面積：937ha

※「2020年農林業センサス」（調査基準日：令和2年2月1日）

工業・・・事業所数（従業者4人以上）：217事業所

※「令和3年経済センサスー活動調査」（調査基準日：令和3年6月1日）

商業・・・商店数：521店

※「令和3年経済センサスー活動調査」（調査基準日：令和3年6月1日）

林業・・・総土地面積18,029ha 林野面積10,483ha 林野率58.1%

※「2020年農林業センサス」（調査基準日：令和2年2月1日）

Ⅱ 地球温暖化対策

1 2050年ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための施策を推進することが規定されています。

こうした制度や、地球温暖化への危機感、脱炭素社会に向けた気運の高まりから、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えています。

本市は、令和2年2月、“2050年までに市内で排出される温室効果ガス排出量実質ゼロ”という高い目標を目指し、市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。

温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、令和5年3月に見直した第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）及び同年3月に策定した第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画を実行し、脱炭素社会の実現に向けた取組みを加速します。

2 2050年に向けた「ふじおか5つのゼロ宣言」

群馬県は、防災・減災対策の徹底により災害レジリエンスを強化し、さらに、長い日照時間や豊富な水資源、森林資源などの再生可能エネルギー資源をフル活用し、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」を同時実現、あわせて地球規模の課題であり群馬県の課題でもあるプラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」も達成し、災害に強く、持続可能な社会の構築及び県民の幸福度を向上させるため「ぐんま5つのゼロ宣言（2050（ニーマルゴーゼロ）宣言）」を行いました。

本市においては、群馬県の構成自治体として「ぐんま5つのゼロ宣言」に賛同し、群馬県と共に、災害に強く持続可能な社会の構築及び市民の幸福度の向上を図るため、令和2年6月に、「2050年に向けた『ふじおか5つのゼロ宣言』」を行いました。

2050年までの「5つのゼロ」実現に向け、全庁体制で取り組んでいます。



市長が知事を表敬訪問し「ふじおか5つのゼロ宣言」を表明

(1) 宣言の内容と主な実績

宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

藤岡市の強靱化とともに、市民の防災意識を高め、自然災害による死者を「ゼロ」にする

- ・ 藤岡市国土強靱化地域計画の策定（令和3年2月、地域安全課）
- ・ 国・県等関係機関との連携による図上訓練や自主防災組織と連携した避難所運営訓練の実施（地域安全課）
- ・ 群馬テレビデータ放送を利用した情報発信（地域安全課）

宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

日照時間の長さや豊富な水資源・森林資源など、本市の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して、温室効果ガスの排出量を実質「ゼロ」にする

- ・ 第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画の策定（令和5年3月、環境課）
- ・ 藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画の策定（令和5年3月、環境課）
- ・ 森林経営管理制度による森林整備（森林課）
- ・ 電気自動車の導入とイベント等での普及啓発活動（環境課）
- ・ 上水道施設でのマイクロ水力発電開始（令和5年4月、上下水道部）

宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散化を進め、災害時における電力供給力を強化するさらに、地産地消により、地域内での資金循環を活発化させる

- ・ 防災拠点となる市有施設への太陽光パネル及び蓄電池の設置
- ・ 災害時に活用できる交通指導車（PHV）の導入（地域安全課）

宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

小売店や飲食店と連携を取りながら環境中に排出されるプラスチックごみをなくす

- ・ 市有施設8か所に給水スタンドを設置し、マイボトルの普及によるプラスチックごみの削減を推進（環境課）
- ・ ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」による周知啓発（清掃センター）
- ・ 環境にやさしい買い物スタイルの店頭等での啓発活動（環境課）

宣言5 食品ロス「ゼロ」

「MOTTAINAI」（もったいない）の精神を大切にして、食品ロスが発生しないようにする

- ・ 「フードバンクふじおか」の設置（福祉課）
- ・ 市内イベントでのフードドライブの実施（福祉課）
- ・ 学校給食で行事食や地場産物の利用など献立の工夫による喫食率向上と食育の推進（学校給食センター）

3 藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、本市の事務・事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制などに取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、市の率先的な取組みを市民及び事業者に示すことによって、普及啓発を行うことを目的とします。

（１）温室効果ガスの排出状況（CO₂換算）

第４期計画は、令和５年度から令和８年度までの４か年の計画で、基準年度（令和３年度）比で１２％以上の温室効果ガス排出量の削減を目標としています。

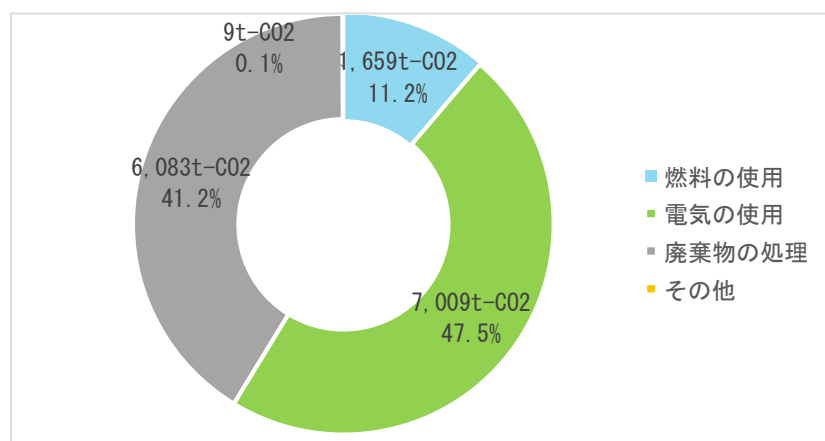
令和６年度は、基準年度比５．９％減となり、年度目標（６％減）を概ね達成しました。

コロナ禍の基準年度に稼働が制限されていた施設や事業活動が再開したことで、燃料の使用に係る温室効果ガス排出量は増加した一方、清掃センターに直接搬入されるごみの受け入れ基準の厳格化等により廃棄物の量が抑制されたことで、廃棄物焼却由来の温室効果ガス排出量が大幅に減少し、全体の削減にもつながりました。

〔表〕市の事務・事業における温室効果ガス排出状況（各年度）

（単位：t-CO₂）

		R 2	R 3 （基準年度）	R 4	R 5	R 6	
						基準年度比	
燃料の使用	ガソリン	167.8	163.7	170.7	165.5	169.2	3.4%
	灯油	501.5	507.0	538.1	528.9	505.7	△0.3%
	軽油	97.9	98.2	98.6	97.7	97.5	△0.7%
	A重油	8.1	0.0	5.4	5.5	0.0	-
	液化石油ガス	327.3	346.4	346.9	398.6	413.3	19.3%
	都市ガス	472.9	372.6	455.9	413.7	473.7	27.1%
電気の使用		7,722.7	7,463.6	7,460.6	7,433.5	7,008.9	△6.1%
自動車の走行		7.4	7.5	7.2	6.7	6.7	△10.7%
カーエアコンの使用		3.3	3.1	3.1	2.8	2.6	△16.1%
笑気ガスの使用		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
一般廃棄物の焼却		452.8	430.4	434.6	357.8	223.1	△48.2%
廃プラスチックの焼却		6,221.4	6,294.5	5,789.5	4,877.9	5,859.5	△6.9%
計		15,983.1	15,687.0	15,310.6	14,288.6	14,760.2	△5.9%
対基準年度比		-	-	-	-	△5.9%	
目標値		-	-	-	-	14,746	
目標削減率		-	-	-	-	△6.0%	



〔図〕

原因活動別の排出状況
（令和６年度）

(2) 温室効果ガス以外の環境負荷状況

水道水の利用には、浄水場で作られ、ポンプによる送水、下水処理といった一連の過程で膨大なエネルギーが使われます。節水は、CO₂排出量の削減につながります。

また、事務で使用する用紙の削減は、CO₂の吸収源である森林資源の保全、廃棄物削減の観点からも重要です。

(単位：m³)

	R 2	R 3 (基準年度)	R 4	R 5	R 6
企 画 部	6,745	8,139	8,946	11,321	9,381
総 務 部	63	480	1,210	1,135	0
市 民 部	35,249	584	588	642	573
福 祉 部	18,646	10,262	17,521	16,963	17,101
健やか未来部	-	-	-	2,385	3,285
森 林 環 境 部	-	34,692	42,815	52,135	86,761
経 済 部	4,511	3,765	2,752	5,571	3,809
都 市 建 設 部	23,385	21,266	26,395	39,728	25,488
鬼石総合支所	3,124	2,914	4,453	4,206	3,775
上 下 水 道 部	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	51,073	60,542	61,161	63,741	58,937
鬼石病院・老健	19,923	18,026	19,033	19,381	21,053
合 計	162,719	160,670	184,874	217,208	230,163
基 準 年 度 比	-	-	-	-	43.3%

〔表〕上水道使用量の状況（各年度）

(単位：千枚)

	R 2	R 3 (基準年度)	R 4	R 5	R 6
企 画 部	842.0	749.0	790.5	765.1	840.0
総 務 部	2,967.0	2,991.8	2,534.1	2,117.5	2,445.0
市 民 部	328.0	225.0	189.0	418.0	179.0
福 祉 部	241.9	488.5	537.8	544.0	229.7
健やか未来部	-	-	-	23.0	316.5
森 林 環 境 部	-	99.0	59.0	59.0	108.5
経 済 部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
都 市 建 設 部	351.5	751.2	423.5	464.5	323.2
鬼石総合支所	100.0	127.5	151.5	152.5	50.0
上 下 水 道 部	435.0	348.5	386.0	331.0	412.5
教 育 委 員 会	8,785.4	7,233.4	7,377.1	6,257.6	3,415.8
鬼石病院・老健	455.5	438.0	513.0	445.6	411.0
合 計	14,506.3	13,451.9	12,961.5	11,577.8	8,731.7
基 準 年 度 比	-	-	-	-	△35.1%

〔表〕用紙購入量の状況（各年度）

※福祉部の令和4年度以前の数値は、健康福祉部によるもの

(3) グリーン購入の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」に基づく、「藤岡市グリーン購入基本方針」を平成25年に策定し、環境配慮物品の購入を積極的に進めています。

①対象範囲

市のすべての機関が行う物品等の購入を対象とします。

②購入する物品等の選定基準

- ・ 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- ・ 第三者機関の認定環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースタープログラム等）を取得したものを選択すること
- ・ 長期間の使用ができること
- ・ リサイクルが可能であること
- ・ 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること
- ・ 廃棄するとき処理や処分が容易なこと
- ・ 包装等が過剰でないこと



(4) エネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）により、特定事業者（エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl/年以上の事業者）は、エネルギーの使用状況等について定期的に国に報告し、省エネ等に関する取組みの見直しや計画の策定等が義務づけられています。

本市の市長部局における事業（教育委員会を除くすべての施設（指定管理施設を含む）で行う事業）は、特定事業者として指定を受け、エネルギー（電気・燃料・熱）の使用の合理化に取り組んでいます。

〔表〕エネルギー使用量等（各年度）

		H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
対 象 施 設 数		165	164	159	160	161	167	163
エネルギー使用量(kl)		4,091	3,984	3,881	3,702	3,813	3,837	3,490
エネルギー消費原単位の対前年比(%)	市町村機関	99.5	97.5	89.8	90.7	114.2	88.5	109.6
	火 葬 業	97.5	98.3	105.8	99.4	103.9	97.0	93.8
	ごみ処理業	106.0	95.8	104.7	101.6	92.3	108.5	102.8
	公 園	98.7	101.6	97.0	95.1	118.6	87.9	93.9
	上 水 道 業	98.6	99.9	100.6	97.9	102.4	100.9	100.0
	一 般 病 院	106.2	83.0	103.1	109.2	100.1	197.0	59.8
	合 計	101.2	96.8	98.1	97.5	104.9	105.3	100.7

4 市域全体の温室効果ガス排出量

令和2年に「ゼロカーボンシティ」及び「2050年に向けた『ふじおか5つのゼロ』宣言」を表明した本市では、2050年に「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を達成することが責務となっています。

「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、国の目標である2030（令和12）年までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量46％削減に準じ、市域全体の温室効果ガス排出量を、平成25年度を基準として令和8年度までに26％以上削減することを目標としています。

国が公表している最新の数値である令和4年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、406千t-CO₂で基準年度比19.9％減となり、年度目標（16.0％減）を上回りました。

〔表〕市域全体の温室効果ガス排出量（各年度）

（単位：t-CO₂）

		H 25 (基準年度)	R 1	R 2	R 3	R 4	基準年度比
温室 効果 ガス 排出 量	産 業 部 門	156	133	130	130	119	△ 23.7%
	業 務 そ の 他 部 門	94	63	59	65	63	△ 33.0%
	家 庭 部 門	89	77	72	76	85	△ 4.5%
	運 輸 部 門	157	141	126	125	128	△ 18.5%
	廃 棄 物 分 野	11	13	11	11	10	△ 9.1%
	合 計	507	426	399	408	406	△ 19.9%

資料：自治体排出量カルテ

※表中の内訳と合計は、四捨五入の関係で一致しない場合あり

5 グリーンカーテンの推進

夏季の節電、省エネにつながる取組みとしてグリーンカーテンの設置を推進し、平成23年度から市民向けに本庁舎や鬼石総合支所等の窓口でアサガオの種などを無料配布しています。

また、本庁舎をはじめ市有施設においてもアサガオやゴーヤによるグリーンカーテンを毎年設置し、啓発しています。



庁舎に設置したグリーンカーテン

〔表〕種苗の配布状況（各年度）

	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
アサガオの種（袋）	400	1,833	-	中止	2,000	2,000	2,000	2,000
フウセンカズラの種（袋）	360	193	-	中止	-	-	-	-
琉球アサガオの苗（本）	-	500	800	中止	-	-	-	-

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により配布を中止

6 プラスチックごみと食品ロスの削減

ごみの減量による地球温暖化防止の取組みとして、群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会と連携し、平成25年度より市内のスーパー店頭などでレジ袋削減やプラスチックごみリサイクルの啓発活動を実施しています。

また、平成29年8月から県が開始した「ぐんまちゃんの食べきり協力店」の登録推進事業への協力のほか、令和3年12月に開設された「フードバンクふじおか」の利用促進、イベントでのフードドライブの実施など、本市の生ごみの減量と食品ロスの削減に向けて啓発、推進しています。

※令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動を見合わせ



店頭啓発の様子

環境にやさしい買い物スタイル協力店一覧

1	生活協同組合コープぐんま コープ藤岡店	2	(株)フレッシュ 藤岡店・鬼石店・フィール藤岡店
3	(株)ヤオコー 藤岡店	4	(株)ベルク 大塚店・藤岡店
5	(株)マツモトキヨシ東日本販売 ドラッグストア藤岡店	6	マルエドラッグ 藤岡中央店
7	ウェルシア 藤岡北ノ原店	8	コンビニエンスストア 市内各店

〔表〕店頭等啓発実施状況（各年度）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	6回	3回	3回	0回	0回	0回	3回	2回

〔表〕「ぐんま食品ロス削減推進店」市内登録店の状況（各年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録店舗数	41店舗	57店舗	57店舗	58店舗	51店舗	57店舗

7 第一種特定製品の適正管理

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のために施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」により、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー及び冷凍・冷蔵機器）の管理者には、同製品に充てられたフロン類（温室効果ガス）の漏えい防止や、一定以上(1,000t-CO₂)の漏えいが生じた場合に漏えい量の報告などが義務付けられています。

〔表〕第一種特定製品の設置状況（各年度末現在）

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第一種 特定製品	空調機器（台）	627	744	736	787	868	933	939
	冷凍・冷蔵機器（台）	87	88	88	89	95	89	90
算定漏えい量（t-CO ₂ ）		1.7	0.6	0.0	103.6	12.5	3.2	0.0

8 再生可能エネルギーの導入推進

(1) 藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画

再生可能エネルギーの導入により本市のエネルギーの自給率を高め、化石燃料依存度を低減する戦略的な施策を展開するため、「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を令和5年3月に策定しました。

本計画では、太陽光発電を中心に小水力発電や木質バイオマス発電も対象としながら、市内における2030年度の導入目標を232,000MWh（発電量）としています。

(2) 太陽光発電

①住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助事業

地球温暖化対策及び防災・減災対策の一環として再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、平成21年度より住宅用太陽光発電設備等を設置した市民に対し補助金を交付しています。

事業開始以降の最大出力の累計が8.0MWとなり、年間約3,916t-CO₂（1kWあたりの発電量を1,000kWhとした場合）もの温室効果ガスの削減につながっています。

令和5年度からは、電気自動車（EV）と住宅の双方向で充電・給電ができる電気自動車等用充放電設備（V2H）も対象設備に追加し、災害時の非常用電源としての備えや再生可能エネルギーの更なる活用を推進しています。



〔表〕住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付状況（各年度）

	種 類	申請数	最大出力 計	平 均 最大出力	補助単価 (/kW(h))	補助上限	補 助 金 交付額計
H21 ～ H30	太 陽 光 発 電	1,633件	7,317.0kW	4.48kW/件	H21～23: 7万円/上限28万円 H24～26: 4万円/上限16万円 H27～30: 2万円/上限8万円		275,624千円
R 1	太陽光+蓄電池	24件	136.6kW	5.69kW/件	太陽光 2万円 蓄電池 3万円	18万円	4,264千円
	LED 機 器	27件	-	-	1/2	1万円	269千円
	太陽光+蓄電池	15件	86.9kW	5.79kW/件	2万円	18万円	2,668千円
R 2	蓄電池単体	36件	-	-	1万円	5万円	1,765千円
	LED 機 器	77件	-	-	1/2	1万円	734千円
R 3	太陽光+蓄電池	19件	99.6kW	5.24kW/件	2万円	18万円	3,267千円
	蓄電池単体	29件	-	-	1万円	5万円	1,440千円
R 4	太陽光+蓄電池	28件	151.3kW	5.40kW/件	2万円	18万円	4,866千円
	蓄電池単体	46件	-	-	1万円	5万円	2,300千円
	太陽光+蓄電池	30件	213.7kW	7.12kW/件	2万円	18万円	5,337千円
R 5	蓄電池単体	41件	-	-	1万円	5万円	2,050千円
	V2H	2件	-	-	定額5万円		100千円
	太陽光+蓄電池	14件	101.7kW	7.26kW/件	2万円	18万円	2,478千円
R 6	蓄電池単体	23件	-	-	1万円	5万円	1,133千円
	V2H	4件	-	-	定額5万円		200千円
合 計		2,048件	8,106.7kW	4.60kW/件	-		308,495千円

②市有施設への導入状況

市有施設の新設や改修に合わせて、自家消費型の太陽光発電設備を導入しています。

災害時の避難所となる小中学校及び地域づくりセンター（旧公民館）においては、停電に備え、全施設に太陽光発電設備と蓄電設備を設置しました。



太陽光発電（鬼石総合支所）

〔表〕市有施設における太陽光発電の導入状況（令和6年度末現在）

	施設名	設置年度	出力	付帯設備
1	東中学校	H 21	5.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
2	神流小学校	H 22	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
3	鬼石小学校	H 22	5.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
4	鬼石北小学校	H 22	5.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
5	北中学校	H 22	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
6	総合学習センター	H 22	10.00kW	蓄電池（20kWh）R3設置
7	第一小学校	H 24	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
8	小野小学校	H 24	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
9	美九里東小学校	H 24	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
10	美九里西小学校	H 24	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
11	美土里小学校	H 25	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
12	平井小学校	H 25	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
13	鬼石総合支所	H 27	10.00kW	蓄電池（10kWh）併設
14	鬼石中学校	H 28	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
15	小野中学校	H 29	10.00kW	蓄電池（20kWh）R2設置
16	地域づくりセンター小野	R 2	10.00kW	蓄電池（20kWh）併設
17	地域づくりセンター平井	R 2	10.00kW	蓄電池（20kWh）併設
18	西中学校	R 3	20.00kW	蓄電池（20kWh）併設
19	第二小学校	R 3	20.00kW	蓄電池（20kWh）併設
20	日野小学校	R 3	20.50kW	蓄電池（20kWh）併設 その他太陽光（0.5kW）含む、風量（0.2kW）併設
21	地域づくりセンター藤岡	R 3	20.00kW	蓄電池（20kWh）併設
22	地域づくりセンター美土里	R 3	15.00kW	蓄電池（20kWh）併設
23	地域づくりセンター神流	R 3	15.00kW	蓄電池（20kWh）併設
24	地域づくりセンター美九里	R 4	15.00kW	蓄電池（20kWh）併設
25	地域づくりセンター日野	R 4	10.00kW	蓄電池（20kWh）併設
合 計			290.50kW	

〔表〕太陽光発電による発電状況及び温室効果ガス削減量（令和6年度実績）

	施設	最大出力計	発電量	CO ₂ 削減効果
太陽光発電	25施設	290.50kW	299,995kWh	128.70t-CO ₂

※発電量に日野小学校のその他分は含まれていない

(3) 小水力発電

新エネルギーの普及啓発のため、平成22年3月から藤岡北高校マイクロeco(エコ)水力発電所と平成25年4月から美土里堰農村公園マイクロ水力発電所を設置していましたが、老朽化のため、どちらも平成30年6月に撤去しました。

その後、市内における小水力発電事業の可能性を探る中で、令和3年度から、上水道施設における官民連携によるマイクロ水力発電設備の導入に向けた検討を開始し、令和4年6月に㈱DK-powerと事業に関する協定を締結、令和5年4月より藤岡市南山配水池マイクロ水力発電が稼働（開所式：令和5年6月）となりました。

9 電気自動車（EV）等用急速充電器の設置

環境性能が高い次世代自動車の普及を促進するため、「道の駅ららん藤岡」と「道の駅上州おにし（体験学習館MAG）」に電気自動車（EV）等用急速充電器を設置し、平成26年3月から稼働しています。

急速充電器の概要	
稼働時間	24時間
利用料金	1回の充電（30分または80%）につき500円
定休日	年中無休
定格出力	20kW（急速充電器）



道の駅ららん藤岡



道の駅上州おにし

〔表〕急速充電器利用状況（各年度）

（単位：台）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
道の駅ららん藤岡	119	100	116	112	168	140	153	105	237	284	372
道の駅上州おにし	24	15	30	16	24	5	6	32	37	42	34
合計	143	115	146	128	192	145	159	137	274	326	406

※「道の駅上州おにし」の急速充電器は、令和元～2年度中に故障していた期間あり

Ⅲ 環境保全

1 自然環境の保全

(1) 特定外来生物

外来生物とは、人の活動により本来の生息地とは異なる地域に持ち込まれた海外起源の生物です。

国は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を平成17年に施行し、問題を引き起こす外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取扱いを規制して国内への侵入や拡散を防ぐとともに、既に定着してしまったものについては駆除や隔離等の防除を行うこととしています。

①クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモなどに寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす外来昆虫です。被害が進行すると木が枯れてしまうため、観光や農業に深刻な影響を及ぼします。

ア. 特徴

成虫は、名前のとおり、胸部（クビ）が赤く、体は黒くツヤがあり、体長は2～4 cmと大型です。発生のピークは6～8月となります。

幼虫は、2～3年をかけて木の中で生活しているため、通常は目に触れる機会はありませんが、寄生された木は、幼虫が木に開けた穴から排出する「フラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）」により確認することができます。

イ. 発生状況

群馬県内では、平成27年7月に東毛地域において確認されて以降、令和2年度に中西部地域で確認され、県内各地に生息域が拡大しつつあります。

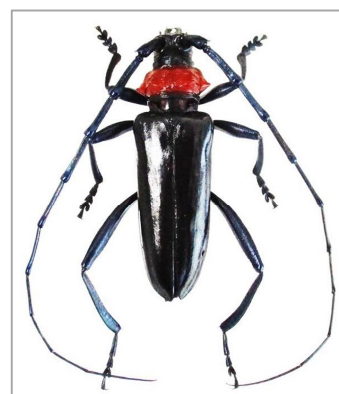
また、本市では、令和4年度に初めてクビアカツヤカミキリによる被害が確認されました。（下戸塚地内の果樹園にて）

令和6年度は、市内各地においてフラスの発生や成虫が確認され、被害報告が続き、合計129匹捕殺しました。

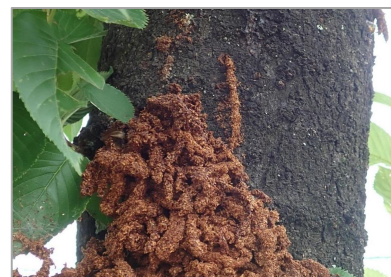
被害場所については、民地、公共施設関係なく藤岡市内ほぼ全域で被害が確認され、被害木については、サクラ、ハナモモ、モモなどに多く見られました。

ウ. 対応策

本市では、「藤岡市クビアカツヤカミキリ防除用品配付要綱」に基づき、クビアカツヤカミキリによる樹木への被害拡散を防止するため、被害樹木が存在する土地の所有者または管理者に防除用品を配付しています。



成虫（オス）



排出されたフラス

2 不法投棄対策

不法投棄対策として、日頃から注意して現地を確認し、必要に応じて土地の周囲に囲いを設けるなど、自己防衛を行うことが大切です。

市では原則、私有地に捨てられた不法投棄物の回収は行いません。原因者（不法投棄者）が不明の場合には、土地や建物の所有者（管理者）が片付けざるを得ないこともあります。



（１）不法投棄監視パトロール

不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄監視パトロールを行っています。

〔表〕不法投棄監視パトロールの実施状況（各年度）

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施日数(日)	132	138	144	137	139	136	134	100	5	17
回収量(t)	0.4	1.5	1.0	0.6	0.5	0.5	0.4	0.2	0.1	5.0

※日数は緊急パトロールを含む

※回収量は市道や市有施設等に投棄されたもの

（２）不法投棄防止啓発看板の交付

不法投棄防止啓発看板は、行政区などの要望により、「藤岡市環境美化看板交付要綱」に基づき交付していますが、個人への交付は行っていません。



不法投棄防止啓発看板

〔表〕不法投棄防止啓発看板の配布実績（各年度）

(単位：枚)										
	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
配布枚数	29	20	13	6	9	10	19	13	12	10

《不法投棄に関する通報先》

夜間や早朝、山間部などの人目につかない場所では、短時間に組織的かつ悪質な不法投棄が繰り返されることがあります。市民の皆さんの力で地域の環境を守っていくには、『早期発見・早期撤去』が必要ですので、早めの通報にご協力ください。

- ①県産業廃棄物110番 TEL：0120-81-5324（ハイ・ゴミツーカー）
- ②西部環境森林事務所 TEL：027-323-5530

3 地域美化活動の推進

(1) 笑顔を咲かせる花のまち協働づくり事業補助金

市民、市内サークルの構成員、市内企業の従業員等と市が協働して花と緑があふれる公共空間を創出し、日々の暮らしの中で草花を愛でる優しい心を育み、地域コミュニティの活性化を促進することを目的に、令和2年度より、市民等による団体が行う美化活動に対し補助金を交付しています。



環境美化活動の様子

事業の対象となる活動は、地域公会堂等の花壇づくり、環境美化活動、花と緑プロジェクト及び公園アダプトです。

なお、花と緑プロジェクト及び公園アダプトについては都市施設課が所管します。

〔表〕笑顔を咲かせる花のまち協働づくり事業補助金の交付状況（各年度）

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
交 付 団 体 数	30	23	32	29	31
事 業 数	33	25	35	29	33
補助金交付額計(円)	660,000	500,000	700,000	580,000	660,000

(2) 地域美化活動に係るごみ袋の配布

市民やボランティア団体などが、公共空間を清掃する際に使用するごみ袋を「藤岡市ボランティア清掃用ごみ袋交付要綱」に基づき配布しています。

〔表〕ごみ袋配布状況（各年度）

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
団 体 数	32	28	28	24	23	10	22	26	19	17
参加者数(人)	4,756	3,081	3,247	4,054	3,804	1,220	3,841	4,078	3,912	3,034
配布数(枚)	可 燃	2,930	2,350	1,960	1,520	1,220	527	1,367	1,630	1,535
	不 燃	2,200	1,770	1,100	550	630	163	463	880	825
	合 計	5,130	4,120	3,060	2,070	1,850	690	1,830	2,510	2,180

4 公害苦情処理

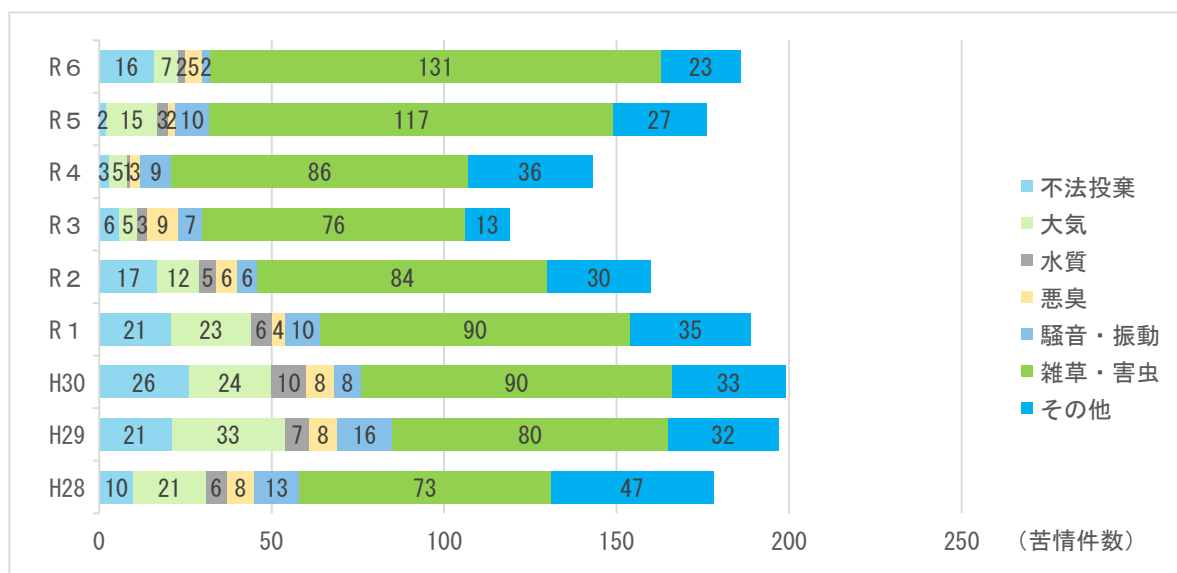
市民から寄せられる公害の苦情相談は、日常生活に関わる環境の情報であり、市民の生活環境に対する「住み良さ」「快適さ」を表す目安にもなります。

従前の苦情は、製造業や畜産業などが主な発生源でしたが、近年は、市民の日常生活や事業活動のすべてが苦情発生の要因になってきています。

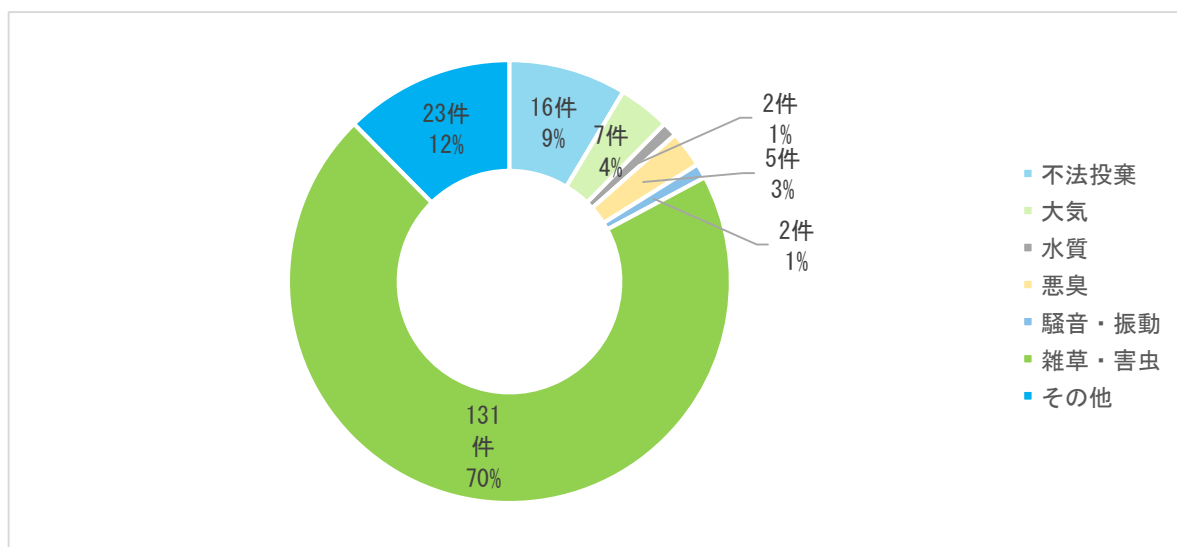
苦情の内容は、ごみの野焼きや不法投棄、室外機や自動車による騒音、工事による騒音や振動、飲食店からの騒音や排気臭などさまざまですが、特に、空き地の雑草やペットなどを起因とする市民の日常生活における苦情が増加しています。



屋外焼却による悪臭の発生



〔図〕 苦情処理状況の推移（各年度）



〔図〕 苦情処理の状況（令和6年度）

5 大気関係

(1) 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、事業所からのばい煙などの排出を規制し、自動車排出に係る許容限度を定めることなどにより、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

本法は規制対象物質として、ばい煙、粉じん、自動車排出ガスを定めています。事業所に設置されている施設のうち、特にばい煙発生施設、粉じん発生施設を定め、それぞれ排出基準などを定めるとともに、事業者には排出基準の遵守、県知事への発生施設の届出などを義務付けています。

(2) 一般大気測定結果

①硫黄酸化物

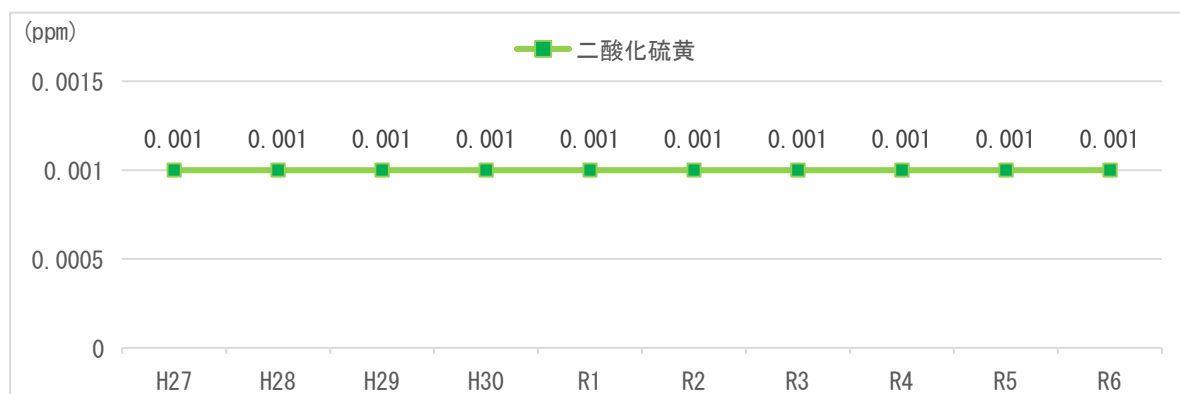
硫黄酸化物は、石炭、石油などの硫黄分を含む燃料を燃やすことに伴って発生し、その大部分は二酸化硫黄として排出されます。

二酸化硫黄は刺激性の強いガスで、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼします。主な発生源としては、火山ガスやボイラーなどでの重油の燃焼によるものがあります。

二酸化硫黄の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることです。

令和6年度の測定結果は、県内の全測定局において環境基準※を達成しています。

※環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境施策に係る行政上の目標のことです。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められています。



資料：群馬県環境白書

〔図〕 二酸化硫黄の年平均値経年変化（全測定局平均）

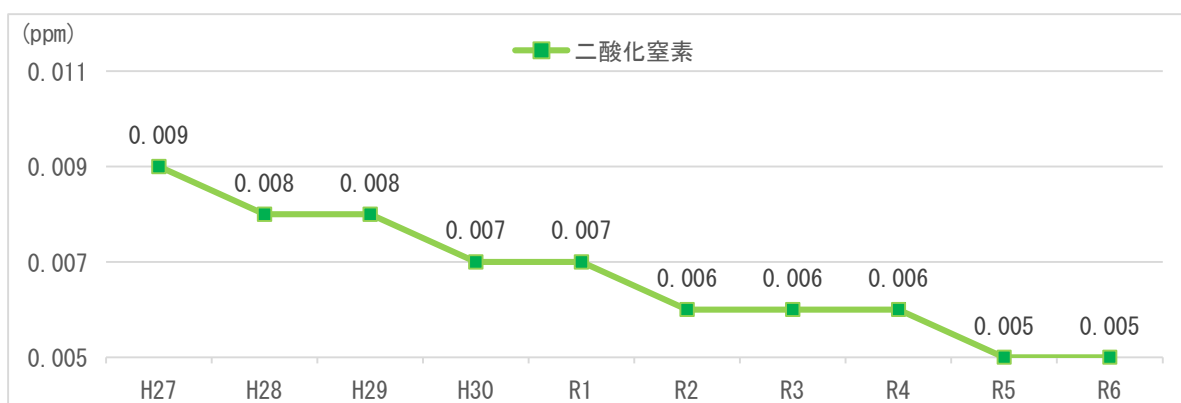
②窒素酸化物

窒素酸化物は、工場や事業場、自動車などにおける燃料の燃焼過程において空気中の窒素と酸素の反応により生ずるものと、燃料中の窒素が酸化されて生ずるものがあり、大部分は一酸化窒素の形で排出され、大気中で二酸化窒素に変化します。

二酸化窒素は毒性が強く、気管支炎やぜんそく、肺水腫の原因となるなど、呼吸器に影響を及ぼします。

二酸化窒素の環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であることです。

令和6年度の測定結果は、県内の全測定局において環境基準を達成しています。



資料：群馬県環境白書

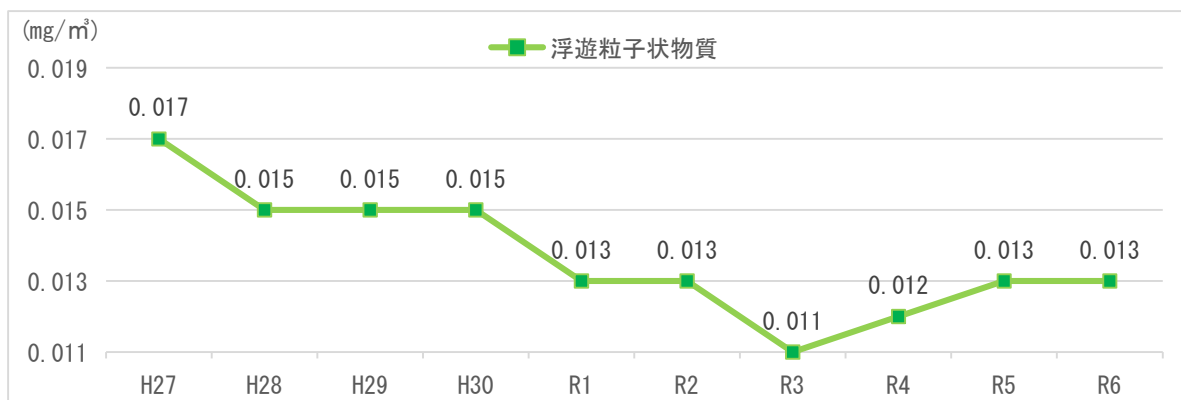
〔図〕二酸化窒素の年平均値経年変化（全測定局平均）

③浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものです。大気中に比較的長時間滞留し、私たちの健康に影響を与えるといわれています。

浮遊粒子状物質の環境基準は、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることです。

令和6年度の測定結果は、県内の全測定局において環境基準を達成しています。



資料：群馬県環境白書

〔図〕浮遊粒子状物質の年平均値経年変化（全測定局平均）

④一酸化炭素

一酸化炭素は有機物の不完全燃焼により発生し、大気汚染の原因として問題となるのは主に自動車の排ガスです。一酸化炭素は無味、無臭、無色、無刺激の空気より少し軽いガスで、体内に吸入すると貧血症を起こすことがあります。

一酸化炭素の環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。

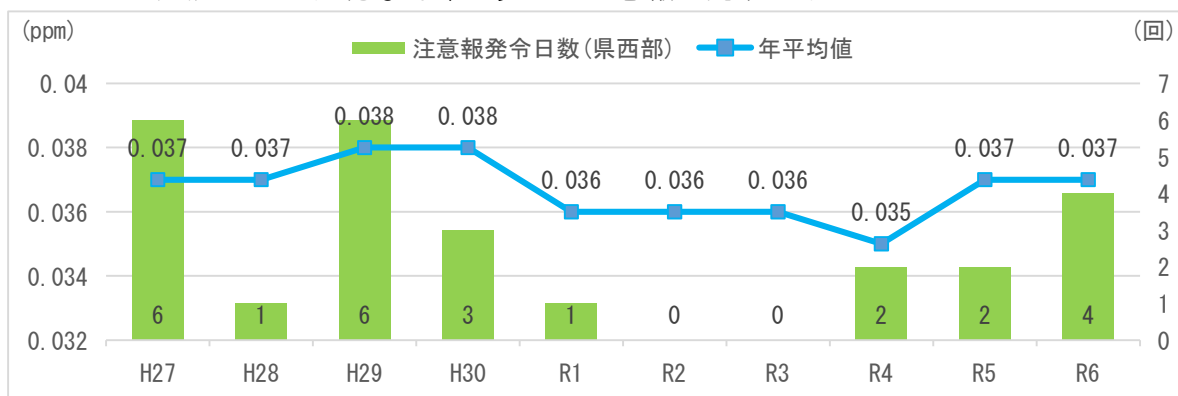
⑤光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から直接排出されるものではなく、大気中に存在する様々な大気汚染物質が化学反応を起こして生成されます。高濃度になると粘膜を刺激するため、目がチカチカしたり喉がいがらっぽく感じるなどの健康被害が発生するおそれがあります。

光化学オキシダントの環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppm以下であることです。

令和6年度の測定結果は、県内の全測定局において環境基準を達成していません。

群馬県では、光化学オキシダント等の濃度が高くなった際に「群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、注意報の発令などを行っており、令和6年度は、本市を含む県西部地区において、6月14日（金）、7月4日（木）、7月7日（日）、7月23日（火）の4回光化学オキシダント注意報の発令がありました。



資料：群馬県環境白書

〔図〕光化学オキシダント注意報発令状況等（各年度）

〔表〕注意報発令時のお知らせ方法等

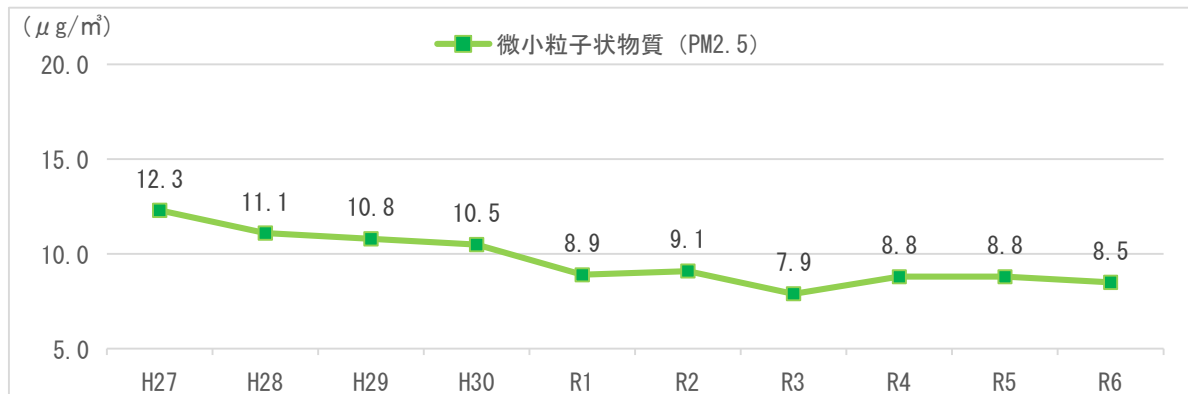
群馬県大気汚染情報ホームページ http://www.gunma-taiki.jp/		注意報のほかリアルタイム測定データも公表
環境省大気汚染物質広域監視システム 「そらまめ君」ホームページ		
注意報等発令時の注意事項	・屋外での運動は避け、屋内運動に切り替える。 ・目やのどに刺激を感じたときは、洗眼、うがいなどをする。 ・症状が深刻なときや、数時間で回復しない場合は、医療機関で手当てを受ける。	

⑥微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。粒子が細かいため肺の奥深くまで入りやすく、肺がんや呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

PM2.5の環境基準は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることです。

令和6年度の測定結果は、県内の全測定局において環境基準を達成しています。



資料：群馬県環境白書

〔図〕PM2.5測定結果（各年度）

（3）空間放射線量の測定

市内各所（小学校11校、中学校5校、幼稚園・保育園25園、公共施設2施設）において、空間放射線量の測定を行っています。

令和6年度の測定結果は、すべての地点で問題のない測定結果（ $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満）となっています。



〔表〕空間放射線量測定結果の推移

	(単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$)									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05
中学校	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
幼稚園・保育園	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
公共施設	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.08	0.06

※測定機器：シンチレーションサーベイメータTCS172-B

※環境省が定める除染が必要な放射線量基準は、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクロシーベルトアワー)以上

※シーベルトは、放射線の量をあらわす単位で、人体などが放射線のエネルギーを吸収したことにより受ける影響の度合いを表します。

※地上0.5m及び地上1mの高さで測定

※測定を行っている公共施設：烏川緑地スポーツ広場ほか、計15施設

6 騒音・振動関係

(1) 騒音規制法・振動規制法・群馬県生活環境を保全する条例

「騒音規制法」及び「振動規制法」は、工場及び事業場、建設作業から発生する騒音・振動を規制し、自動車騒音・振動に対する要請等を定めることにより、生活環境を保全し国民の健康に資することを目的としています。

本法は、規制対象として、事業所に設置されている施設や工事現場などの建設機械のうち、特に騒音・振動が発生する施設や作業に対し基準を定め、事業者には騒音・振動発生基準の遵守、市長への発生施設の届出等を義務付けています。

また、「群馬県生活環境を保全する条例」は、飲食営業等から深夜発生する騒音や航空機による商業宣伝放送のほか、「騒音規制法」や「振動規制法」による規制の対象外となる施設についても規制の対象※としています。

※騒音：コンクリートブロックマシン、製びん機（原動機を用いるものに限る）、ダイカストマシン

振動：圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る）、送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）、シェイクアウトマシン、オシレイティングベア、ダイカストマシン

(2) 騒音・振動について規制する地域の指定及び規制基準

騒音・振動公害は、発生源の周辺地域に限られることから、大気汚染や水質汚濁のように広域的に影響を及ぼすものではありません。そのため、生活実態のない地域について規制する必要があることから、保全する地域を指定し、この指定地域内にある工場・事業場等から発生する騒音・振動を規制しています。

〔表〕 区域の指定

区域の区分		用 途 地 域
騒 音	振 動	
第 1 種 区域	第 1 種 区域	用途地域のうち第一種低層住居専用地域の区域
第 2 種 区域		用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
		下田野、上田野及び高山（高木を除く）の区域
		譲原、保美濃山及び坂原の国道462号線の両側500メートルの範囲の区域
		三波川の県道会場鬼石線の両側500メートルの範囲の区域
		鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域を除く区域
第 3 種 区域	第 2 種 区域	用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
		市街化調整区域の区域
		金井の区域
		鬼石及び浄法寺のうち都市計画区域の区域
第 4 種 区域		用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域

①特定工場等規制基準

〔表〕 特定工場等騒音規制基準

区 分	昼 間 午前 8 時～午後 6 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 9 時	夜 間 午後 9 時 ～翌午前 6 時
第 1 種 区 域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第 2 種 区 域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種 区 域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第 4 種 区 域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

〔表〕 特定工場等振動規制基準

区 分	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種 区 域	65デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

②特定建設作業規制基準

〔表〕 特定建設作業騒音規制基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜 間 作 業		1 日の作業時間		作業期間	日曜日、その他の休日の作業
		第 1 ～ 3 種区域 第 4 種区域の一部	第 4 種区域のうち左記以外の区域	第 1 ～ 3 種区域 第 4 種区域の一部	第 4 種区域のうち左記以外の区域		
くい打機等を使用する作業 びょう打機等を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85デシベル	午後 7 時～午前 7 時までは行わないこと	午後 10 時～午前 6 時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して 6 日を超えて行わないこと	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

※第 4 種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80m の区域内

〔表〕 特定建設作業振動規制基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜 間 作 業		1日の作業時間		作業期間	日曜日、その他の休日の作業
		第1～3種区域 第4種区域の一部	第4種区域のうち左記以外の区域	第1～3種区域 第4種区域の一部	第4種区域のうち左記以外の区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業 空気圧縮機を使用する作業	75デシベル	午後7時～午前7時までは行わないこと	午後10時～午前6時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

※第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80mの区域内

③特定施設及び特定建設作業の届出状況

〔表〕 特定施設等届出状況（令和6年度）

	特定施設 (騒音)	特定施設 (振動)	特定建設作業 (騒音)	特定建設作業 (振動)
届 出	16件	16件	0件	0件

④飲食店営業等騒音規制基準

〔表〕 飲食店営業等騒音規制基準

区 分	昼 間 午前10時～翌午前6時	対 象 営 業
第1種区域	40デシベル	飲食店営業 ボーリング場営業 ゴルフ練習場営業 テニス練習場営業 バッティング練習場営業
第2種区域	45デシベル	
第3種区域	50デシベル	
第4種区域	55デシベル	

〔表〕 音響機器の使用限度

対象区域	制限の内容	対象音響機器	対象営業
指定地域全域	午前11時から翌日の午前6時まで使用禁止 ただし外に漏れない場合はこの限りではない	カラオケ装置、ステレオセット、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置、楽器	飲食店営業

(3) 環境騒音測定

騒音に係る環境基準は、等価騒音レベル（LAeq）をもって評価します。令和5年度の下記12地点の測定結果では、昼間、夜間ともに1地点で環境基準を若干超過しましたが、要請限度の基準は満たしています。



環境騒音測定

〔表〕環境騒音測定調査結果（令和6年度）

区分 測定日	測定地点	面する道路	環 境 基準値	平均騒音 レ ベ ル	環境基準 適合状況
R6. 11. 25	藤岡 940-8	地方道 藤岡・本庄線	昼70dB 夜65dB	昼64.9dB 夜57.1dB	適合
R6. 11. 26	藤岡 438-1	地方道 藤岡・本庄線	昼70dB 夜65dB	昼63.9dB 夜55.3dB	適合
R6. 11. 27	藤岡 832-5	地方道 藤岡・大胡線	昼70dB 夜65dB	昼63.9dB 夜57.4dB	適合
R6. 11. 28	立石 1169-1	国道 17 号線	昼70dB 夜65dB	昼69.9dB 夜66.7dB	不適合
R6. 12. 17	藤岡 1152	地方道 寺尾・藤岡線	昼70dB 夜65dB	昼62.8dB 夜54.9dB	適合
R6. 12. 3	藤岡 1455-2	県道 上田野藤岡線	昼70dB 夜65dB	昼63.7dB 夜55.1dB	適合
R6. 12. 4	藤岡 1488-5	市道 6015号線	昼60dB 夜55dB	昼58.1dB 夜48.4dB	適合
R6. 12. 5	上戸塚 35-4	市道 117号線	昼70dB 夜65dB	昼65.4dB 夜59.1dB	適合
R6. 12. 9	藤岡 125	地方道 藤岡・本庄線	昼70dB 夜65dB	昼61.2dB 夜54.4dB	適合
R6. 12. 10	藤岡 2118-1	国道254号線	昼70dB 夜65dB	昼68.7dB 夜65.5dB	不適合
R6. 12. 11	下栗須 124-6	市道 111号線	昼65dB 夜60dB	昼63.9dB 夜58.3dB	適合
R6. 12. 12	中 1307	市道 203号線	昼65dB 夜60dB	昼52.4dB 夜43.6dB	適合

※等価騒音レベル：ある時間帯について、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間帯における等価騒音レベルは、その時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。（単位はデシベル(dB)）

〔表〕環境基準達成状況（各年度）

		H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
測定地点		12地点	12地点	12地点	12地点	14地点	14地点	12地点	12地点	12地点
環境基準		12地点	12地点	10地点	11地点	11地点	12地点	10地点	11地点	10地点
達成状況		100.0%	100.0%	83.3%	91.7%	78.6%	85.7%	83.3%	91.7%	83.3%
	昼間	12地点	12地点	12地点	12地点	13地点	13地点	11地点	12地点	12地点
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.9%	92.9%	91.7%	100.0%	100.0%
	夜間	12地点	12地点	10地点	11地点	12地点	13地点	10地点	11地点	10地点
		100.0%	100.0%	83.3%	91.7%	85.7%	92.9%	83.3%	91.7%	83.3%

（４）自動車騒音常時監視測定調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価するため調査を行っています。調査は路線から25mと50mの地点で24時間測定し、環境基準の適否を判断し、毎年環境省に報告します。



自動車騒音常時監視測定調査

〔表〕自動車騒音常時監視結果（令和6年度）

路 線 名	調査地点	道路延長 (km)	対象戸数 (戸)	環境基準 超過戸数 (戸)	環境基準 達成率
一般国道254号	藤岡地内	1.5	99	99	100.0%
一般国道254号	上大塚地内	3.3	162	138	85.2%
前橋長瀬線	神田地内	0.6	20	20	100.0%
前橋長瀬線	神田地内（準用）	5.9	298	298	100.0%
金井倉賀野停車場線	藤岡地内	2.2	76	76	100.0%
下栗須馬庭停車場線	中栗須地内	2.9	270	269	99.6%
下栗須馬庭停車場線	中栗須地内（準用）	2.6	40	40	100.0%
合 計		19.0	965	940	97.4%

(5) 新幹線鉄道騒音・振動測定調査

新幹線における沿線地域の騒音・振動の状況を把握するため測定調査を行っています。調査は25mと50mの地点に測定器を設置し、上下方向から来る20本の新幹線を測定し、群馬県に報告するとともにJR東日本旅客鉄道(株)と改善協議をしています。



市内を走行する上越新幹線

〔表〕新幹線鉄道騒音・振動調査結果（各年度）

測定日	平均速度 (km/h)	測 定 結 果				測定 場所	地域の 類型	測点地 点側の 軌道
		騒音 (dB)		振動 (dB)				
		25m	50m	25m	50m			
H27. 11. 25	226.0	77.2	64.6	54.0	48.7	藤岡市 岡之郷 1423-1 付近	II	下り
H28. 11. 25	227.0	74.9	73.2	50.0	46.1			
H29. 11. 27	228.9	74.2	73.7	53.3	48.4			
H30. 11. 26	233.6	73.5	71.3	54.2	47.6			
R 1. 11. 27	228.0	73.9	69.5	53.0	47.0			
R 2. 11. 16	234.7	73.1	70.9	53.1	48.0			
R 3. 11. 16	226.6	72.2	70.8	52.4	46.9			
R 4. 11. 17	240.0	72.9	71.0	56.3	45.8			
R 5. 11. 15	262.0	73.9	73.1	56.9	48.4			
R 6. 11. 19	234.0	77.7	75.1	54.9	45.9			

※地域の類型IIでは基準値は75dB以下

※赤字は不適合

(6) 騒音・振動の目安（参考）

〔表〕騒音の目安

デシベル	騒音の程度
20	置時計の秒針の音(前方1m)
30	郊外の深夜、ささやき声
40	深夜の市内、図書館
50	静かな事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
70	電車のベル、掃除機
80	地下鉄の車内(窓を開けた状態)
90	犬の鳴き声(正面5m)
100	電車が通るときのガード下
110	自動車の警笛(前方2m)
120	飛行機のエンジン近く

〔表〕振動の目安

デシベル	振動の 震度階級	振動の程度
55以下	0(無感)	人体に感じない
55～65	1(微震)	静止している人が感じる
65～75	2(軽震)	障子が僅かに動く
74～85	3(弱震)	家屋が揺れ、戸、障子が鳴動
85～95	4(中震)	家屋が激しく揺れる
95～105	5(強震)	壁に割れ目が入る
105～110	6(烈震)	家屋が倒壊(3割未満)
110以上	7(激震)	家屋が倒壊(3割以上)

7 水質関係

(1) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、公共水域及び地下水の水質の汚濁防止を図ることにより、国民の健康を保護し生活環境を保全することを目的としています。

本法は、規制対象として、事業所に設置されている施設のうち、有害物質などの指定物質を排出する施設に対し基準を定め、事業者には排出基準の遵守、県知事への排出施設の届出等を義務付けています。



市天然記念物 ヤリタナゴ

(2) 環境基準水域類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、国民の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準で、人の健康の保護に関する基準値と生活環境の保全に関する基準が定められています。藤岡市内の河川、湖沼においては、神流川、烏川、鐺川の3河川及び神流湖（下久保ダム）が環境基準の水域類型指定を受けています。

(3) 水質調査結果

水質汚濁の原因には、事業所や家庭からの排水等がありますが、近年は生活排水に占める割合が一番大きいといわれています。

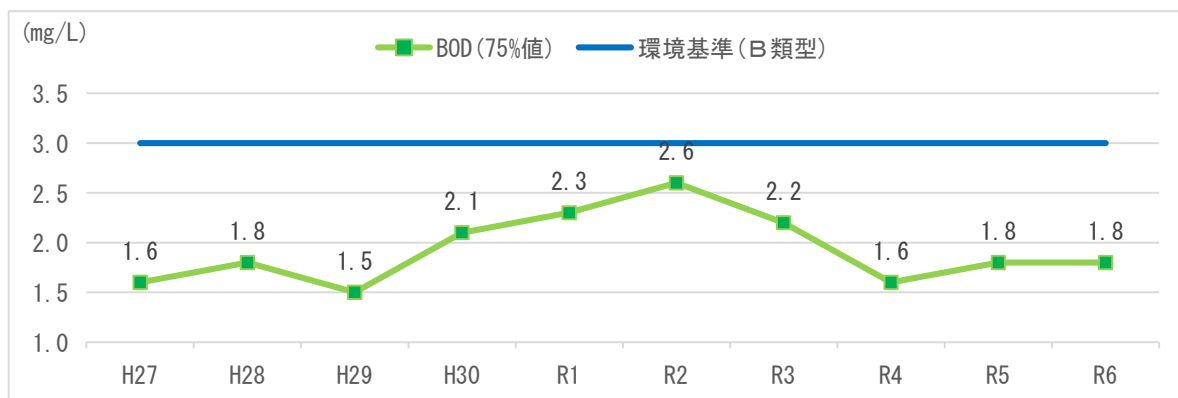
公共用水域や地下水の汚染状況を監視するため、群馬県と連携のもと継続して水質調査を行い、良好な水質の維持に努めています。

① 烏川の水質調査

烏川は、市北部を流れる河川であり、その水は利根川へ合流し、B類型（BOD値3mg/L以下）、生物B類型に指定されています。令和6年度における河川の代表的な水質指標であるBOD（75%値※）は、環境基準を達成しています。

※75%値：BODやCODの環境基準適合状況を判定するときに用いる数値で、年間の日平均値の全データをその値に小さいものから順位並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日平均値のデータ数）の値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた数値）です。

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標とされており、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなります。



資料：群馬県環境白書

〔図〕 烏川（岩倉橋）のBOD調査結果（各年度）

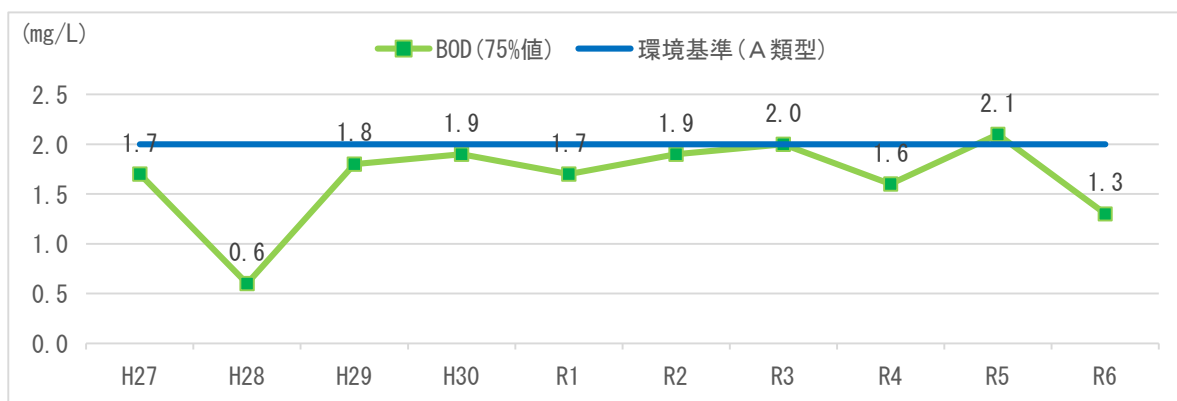
② 鐺川の水質調査

鐺川は、市北西部を流れる河川で、その水は烏川へ合流し、A 類型（BOD 値 2 mg/L 以下）、生物 B 類型に指定されています。

令和 6 年度における河川の代表的な水質指標である BOD（75% 値）は、環境基準を達成しています。



鐺川（鐺川橋）



資料：群馬県環境白書

〔図〕 鐺川（鐺川橋）の BOD 調査結果（各年度）

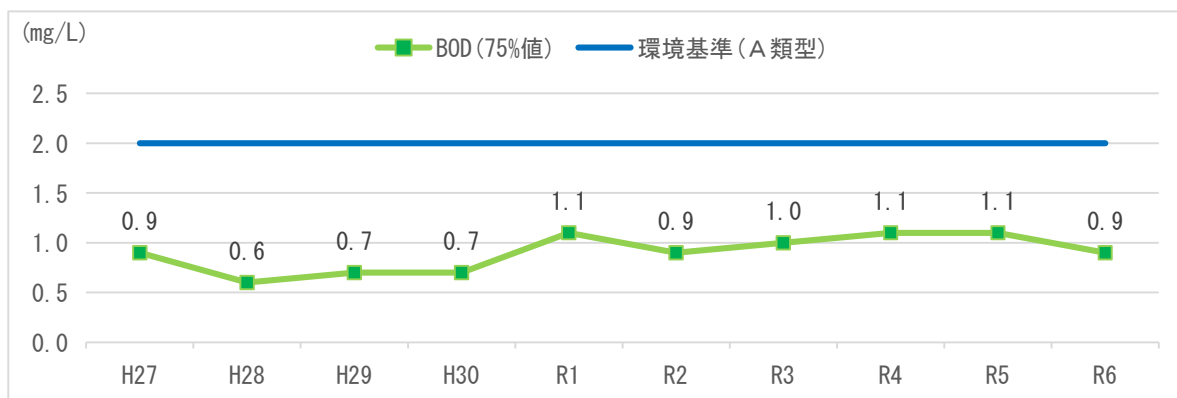
③ 神流川の水質調査

神流川は、市東部を流れる河川で、その水は烏川に合流し、A 類型（BOD 値 2 mg/L 以下）、生物 A 類型に指定されています。

令和 6 年度における河川の代表的な水質指標である BOD（75% 値）は、環境基準を達成しています。



神流川（藤武橋）



資料：群馬県環境白書

〔図〕 神流川（藤武橋）の BOD 調査結果（各年度）

④神流湖の水質調査

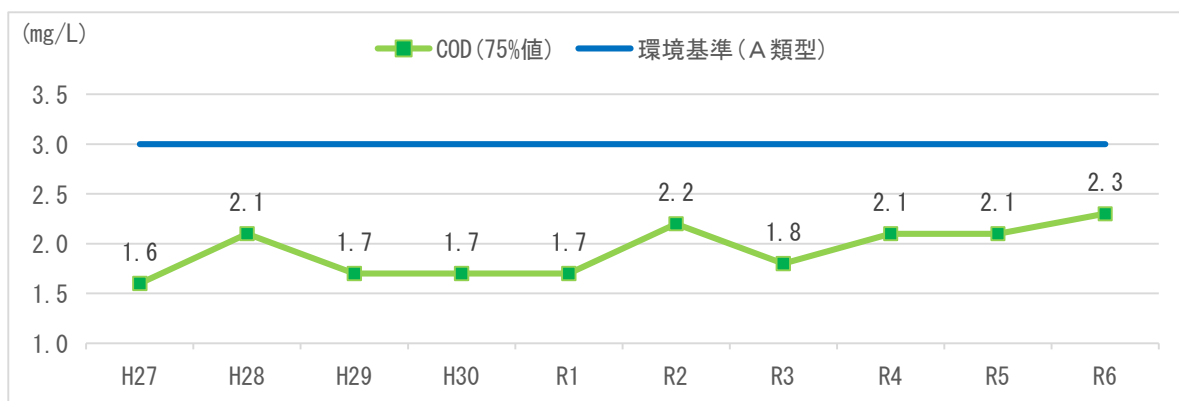
神流湖は市南部に位置する人造湖であり、湖の水は市東部を流れる神流川から烏川、そして利根川に注がれ、A 類型・Ⅲ類型・生物 A 類型に指定されています。

令和 6 年度における湖沼の代表的な水質指標であるCOD（75%値）は、環境基準を達成しています。



神流湖

※COD（科学的酸素要求量）：酸化剤が水中の汚濁物を酸化するときに消費する酸素の量で、湖沼や海の汚れを図る代表的な目安として使われ、値が大きいくほど汚れていることを示します。



資料：群馬県環境白書

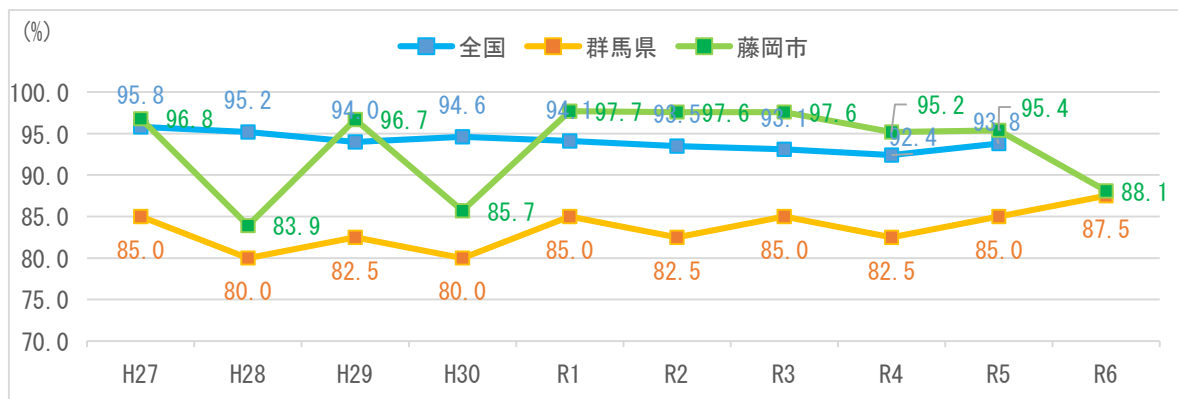
〔図〕神流湖のCOD調査結果（各年度）

⑤9 河川（鮎川、三名川、中川、笹川、温井川、中島川、猿田川、荒沢川、三波川）の水質調査

市では、各事業場における排水対策や家庭雑排水対策の指標とすることを目的に、鮎川及び市内 8 河川の水質調査を行っています。なお、当該河川は、環境基準の河川類型指定を受けていないため、合流先河川の類型指定の環境基準で比較しています。



水質調査



資料：環境省公共用水域水質測定/群馬県環境白書/藤岡市河川水質調査

〔図〕BOD 環境基準達成状況（各年度）

8 悪臭関係

(1) 悪臭防止法

悪臭防止法は、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことで、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

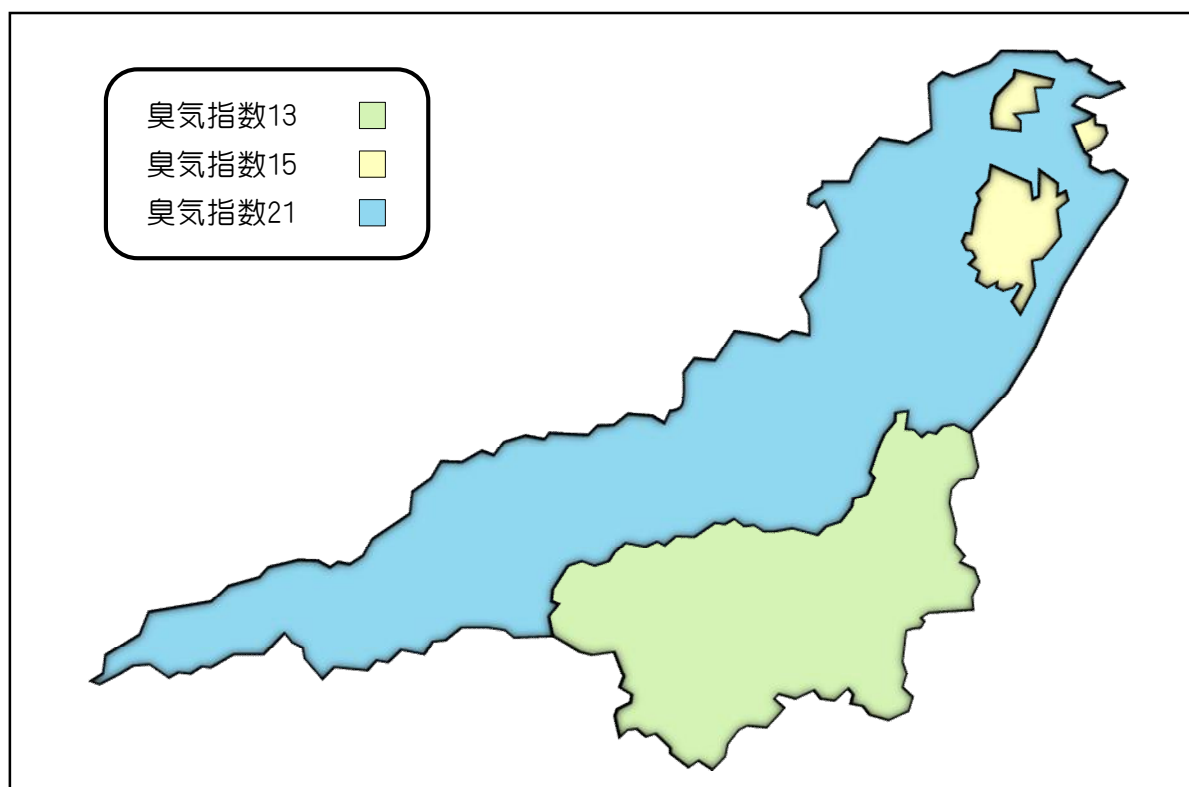
本法により、事業者等は境界線、気体排出口、排水水における悪臭の規制基準を守らなければなりません。

①規制地域

各用途地域における敷地境界線上の規制基準（第1号基準）は以下のとおりです。

〔表〕規制地域及び規制基準

区域の区分	区 域 名
指数13区域	・ 鬼石地区全域（旧鬼石町全域）
指数15区域	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第二種住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 準工業地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 商業地域
指数21区域	・ 工業地域及び工業専用地域 ・ 指数15区域以外の市域全域



〔図〕悪臭防止法に基づく規制区域

②敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、具体的には、工場や事業場のにおいを臭気を感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値です。

※臭気指数： $10 \times \log(\text{臭気を感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数})$

③悪臭に係る規制基準の考え方

においては、臭気物質が嗅細胞を刺激することにより感じられ、空気中の臭気物質の濃度が高くなれば、それだけにおいも強く感じられます。においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として、④の表のように、においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す臭気強度表示法が使用されています。

この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられており、臭気強度2.5～3.6に対応する物質濃度、臭気指数（においを定められた方法で人間の嗅覚を用いて測定するもの）が敷地境界線の規制基準の範囲として定められています。

④6段階臭気強度表示法による臭気強度と規制基準の関係

〔表〕臭気強度

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知いき値濃度）
2	何のにおいかがわかる弱いにおい（認知いき値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

敷地境界線の
規制基準設定
の範囲

⑤ 臭気強度に対応する臭気指数

〔表〕臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

9 有害化学物質

ダイオキシン類は、発癌性や生殖毒性を有することから、1990年代頃から環境問題として注目されました。物の燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質で、ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、そのほかに製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど、さまざまな発生源があります。

清掃センターでは、ダイオキシン類の排出抑制のため、廃棄物を高温で完全燃焼させた後、ろ過してから放出しており、施設から出るダイオキシン類を毎年測定しています。

なお、家庭用の簡易な焼却炉によるごみの焼却や野焼きについては、ダイオキシン類を削減する観点からも例外（構造基準を満たした焼却炉）を除き禁止されています。



清掃センター

基準値	0.6pg-TEQ/m ²	1pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	150pg-TEQ/g	1ng-TEQ/m ³	
H 24	0.026	0.016	0.094	1.000	0.0048	0.0030
	市役所	鬼石地区内	神流川橋(神流川)	神流川橋(神流川)		
H 25	-	-	-	-	0.0015	0.0028
H 26	-	-	-	-	0.0170	0.0110
H 27	-	-	0.680	0.240	0.0120	0.0290
			神流川橋(神流川)	神流川橋(神流川)		
H 28	0.020	-	-	-	0.0120	0.0290
	市役所					
H 29	-	-	-	-	0.0005	0.0047
H 30	-	-	-	-	0.0041	0.0056
R 1	-	-	-	-	0.0082	0.0120
R 2	-	-	-	-	0.0120	0.0200
R 3	-	-	-	-	0.0032	0.0360
R 4	-	-	-	-	0.0130	0.0110
R 5	-	-	-	-	0.0050	0.0160
R 6	-	-	-	-	0.0008	0.0018

〔表〕 藤岡市におけるダイオキシン類測定調査結果（各年度）

資料：群馬県環境白書《環境省ダイオキシンに係る環境調査結果》
藤岡市清掃センターごみ焼却処理施設維持管理状況報告

※pg（ピコグラム）：1pgは、1兆分の1グラムに相当します。

※ng（ナノグラム）：1ngは、10億分の1グラムに相当します。

※TEQ（ティーイーキュー）：ダイオキシン類は塩素の数や付く位置によって形が変わり（「異性体」といいます）その種類は200種類以上ありますが、毒性があると見なされているのは29種類で、異性体によって毒性に差があり、2,3,7,8-TCDDが最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を与えるための手段が必要であることから、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の種類の毒性の強さを換算した係数が用いられます。この係数は、毒性等価係数と濃度の積を足し合わせた値で示され、この単位が毒性等量（TEQ：Toxicity Equivalency Quantity）と表現されています。

10 公害防止施設整備資金

市では、中小企業者が公害防止のため行う施設の整備等について、融資や利子補給を行っています。

※令和6年度をもって廃止

〔表〕 整備資金貸付状況（各年度）

	貸付件数		預託金額 (円)	利子補給額 (円)
		新規貸付		
H 4	11	3	17,032,000	1,372,102
H 5	11	0	14,253,000	1,202,877
H 6	12	2	15,634,000	1,134,817
H 7	8	0	12,312,000	1,004,233
H 8	10	2	12,593,000	870,664
H 9	12	2	11,408,000	718,969
H10	10	1	10,291,000	729,068
H11	6	1	9,759,000	602,091
H12	7	1	8,573,000	735,897
H13	7	0	6,802,000	650,993
H14	6	0	4,908,000	471,511
H15	5	1	3,438,000	285,467
H16	5	0	2,105,000	209,992
H17	3	0	1,279,000	155,339
H18	4	0	345,000	78,570
H19	1	0	50,000	35,279
H20	0	0	0	22,156
H21	0	0	0	14,891
H22	0	0	0	7,690
H23	0	0	0	1,159
H24～R6	0	0	0	0
合計	118	13	130,782,000	10,303,765

11 環境保全協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止や環境への負荷を低減するため、行政と各事業所が協力し、環境保全の取組みに万全を期する必要があることから、本市は市内に立地する主要な事業所と個別に環境保全協定を締結しています。

この協定に基づき各事業所に対し、必要に応じて公害防止対策や環境保全活動の推進について協力を求め、適切な指導を行っています。

〔表〕環境保全協定締結企業（令和6年度末現在）

No.	企 業 名	業 種
1	(有)美松運送	運輸業（一般貨物自動車運送）
2	(株)ダイヤメット	製造業（金属製品）
3	日本メジフィジックス(株)	製造業（医療用品）
4	オオサキメディカル(株)	製造業（医療用品）
5	桐灰小林製薬(株)	製造業（医療用品）
6	(株)久保田製作所	製造業（医療用機器）
7	(株)セシモ	卸売業（建設材料）
8	太陽誘電ケミカルテクノロジー(株)	製造業（金属製品）
9	武内プレス工業(株)藤岡工場	製造業（金属製品）
10	(株)チノー藤岡事業所	製造業（電気機械器具）
11	東京特殊ガラス(株)	製造業（ガラス）
12	東京レーダー(株)	製造業（情報通信機器製品）
13	(株)フセコー	サービス業（産業廃棄物処理）
14	(株)細川洋行	製造業（プラスチック製品）
15	(株)GMタイセー	製造業（電子部品・デバイス・電子回路）
16	P I A A(株)	製造業（輸送用機械器具）
17	三菱鉛筆(株)群馬工場	製造業（事務用品）
18	ヨシモトポール(株)群馬工場	製造業（金属製品）
19	市光工業(株)藤岡製造所	製造業（輸送用機械器具）
20	市光工業(株)ミラー製造所	製造業（輸送用機械器具）
21	マックス(株)藤岡工場	製造業（事務用品）
22	(株)野島製作所藤岡工場	製造業（輸送用機械器具）
23	(有)中林塗装工業	製造業（金属製品）
24	群馬郵便通送(株)	郵便業
25	根岸塗装(有)	製造業（金属製品）
26	サンキン(株) スチール機器事業部藤岡工場	製造業（金属製品）
27	(有)堀口塗装工業	製造業（金属製品）
28	(株)藤岡寺田電機製作所	製造業（電気機器）
29	日本肥糧(株) 新町工場	製造業（肥料）
30	東邦亜鉛(株) 藤岡事業所	製造業（製錬）
31	(株)協正金型製作所	製造業（輸送用機械器具）
32	(有)馬場塗装	製造業（金属製品）
33	(株)オオヤマ塗装	製造業（金属製品）
34	(株)吉野工業所群馬工場	製造業（プラスチック製品）
35	(株)吉野工業所藤岡工場	製造業（プラスチック製品）
36	みどり化学(株)藤岡工場	製造業（医療品）
37	(株)アーブ	電気業（発電業）
38	(株)ミツバ	製造業（自動車部品）
39	東京日莫	製造業（繊維製品）
40	(株)竹村製作所	製造業（精密プレス板金）

No.	企 業 名	業 種
41	㈱豊田技研	製造業（自動車照明部品）
42	㈱武蔵屋	法人クリーニング
43	藤武運送㈱	運輸業（一般貨物自動車運送）
44	㈱高田製作所	製造業（精密切削加工）
45	日帝無線㈱	製造業（超小型振動センサー）
46	西武建材㈱	土木建設用原材料生産加工
47	近常精機㈱	製造業（マーキングマシン）
48	高陽精工㈱	製造業（電子部品）
49	㈱藤武梱包	化粧品製造業（食品などの梱包）
50	ポニー電機㈱	製造業（電気機器）
51	上毛電化㈱	製造業（アルマイト加工等）
52	㈱久保製作所	製造業（自動車部品）
53	ひさご電材㈱	製造業（電線加工）
54	㈱タノ製作所	製造業（自動車部品加工・組立）
55	田畑建設㈱	総合建設業
56	吾孺ゴム工業㈱	製造業（ゴム製品製造）
57	群馬セラミックス㈱	製造業（セラミックス部品加工）
58	㈱佐藤機工	工作機械・機器販売等
59	藤工業㈱	製造業（金属製品加工）
60	㈲鈴木鉄工	製造業（金属製品加工）
61	オリモ製作販売㈱	製造業（金属製品加工）
62	㈲東亜電機工業所	製造業（金属製品加工）
63	㈱鐵建	製造業（鉄骨）
64	㈲中林塗装工業	塗装業
65	㈱関越工業	印刷業
66	㈱倉沢製作所	製造業（樹脂成形部品）
67	神田窯業㈲	土木工事
68	南毛運送㈱	運送業
69	ワイケースチール㈱	加工販売（鋼材、鋳物）
70	シングン物流㈱	貨物自動車運送・倉庫管理
71	㈱ワイピーファーム	野菜の栽培・販売
72	ヒカリ㈱	製造業（金属線材）
73	県産材加工協同組合 第一工場	製造業（柱・チップ）
74	県産材加工協同組合 第二工場	製造業（間柱）
75	日栄工業㈱	製造業（精密プレス加工・金型製作）
76	王子物流㈱	運送業・倉庫管理
77	王子陸運㈱	運送業・倉庫管理
78	㈱B D F	再生資源回収、BDF製造プラント製造・販売
79	生活協同組合コープぐんま	配送業
80	中央自動車倉庫㈱	倉庫業
81	ピー・アンド・ジー㈱	製造業（洗剤）
82	株式会社鐵建 第1工場	製造業（鉄骨）
83	株式会社鐵建 第2工場	製造業（鉄骨）
84	株式会社鐵建 第3工場	製造業（鉄骨）
85	ヨシモトポール株式会社 東平井工場	製造業

IV 環境衛生

1 狂犬病の予防

狂犬病の予防及び蔓延の防止や飼い主の飼育マナーを啓発することにより、公衆衛生の向上を図っています。

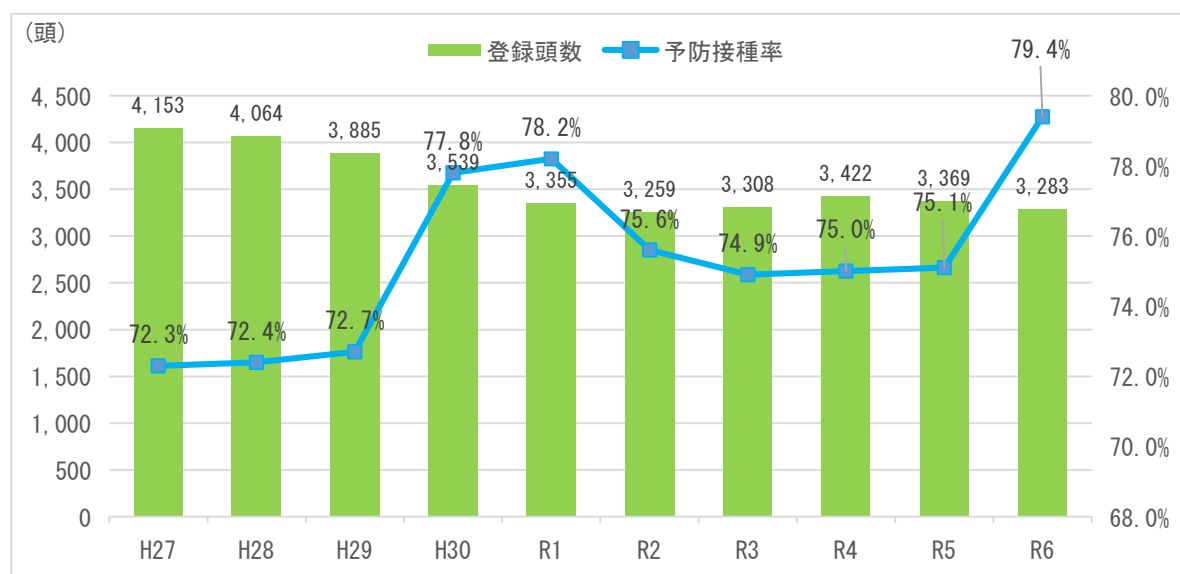
(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の接種

犬は生後91日以上になると、狂犬病予防法により、市への登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

〔表〕 犬の登録状況及び狂犬病予防注射の実施状況

(単位：頭)

	登録頭数		新規登録、死亡、転出入の内訳				狂犬病予防注射の実績			
	期末 現在	前年比	新規 登録数	登録犬 死亡数	転入数	転出数	集合 注射	個別 注射	計	接種率
H 27	4,153		218	491	38	23	1,887	1,115	3,002	72.3%
H 28	4,064	△89	315	372	35	67	1,753	1,191	2,944	72.4%
H 29	3,885	△179	285	438	34	64	1,664	1,161	2,825	72.7%
H 30	3,539	△346	264	512	36	134	1,527	1,225	2,752	77.8%
R 1	3,355	△184	277	373	54	142	1,376	1,247	2,623	78.2%
R 2	3,259	△96	271	363	54	58	908	1,555	2,463	75.6%
R 3	3,308	49	290	240	44	45	1,135	1,342	2,477	74.9%
R 4	3,422	114	353	227	55	67	1,097	1,468	2,565	75.0%
R 5	3,369	△53	308	357	70	74	980	1,551	2,531	75.1%
R 6	3,283	△86	270	347	81	90	964	1,642	2,606	79.4%



〔図〕 犬の登録頭数及び予防注射実施率 (各年度)

(2) 狂犬病予防集合注射の実施

狂犬病の予防及び蔓延を防ぐため、各行政区において春期と秋期に狂犬病予防集合注射を実施しています。

令和6年度は

春期：5月（6日間）/57会場（うち休日1日間）

秋期：11月（3日間）/23会場（うち休日1日間）



狂犬病予防集合注射

(3) 飼い主のマナーの向上

犬の飼い主のマナー向上を図るために、行政区からの要望に応じ啓発看板を配付しています。

〔表〕 マナー啓発看板の配布状況

（単位：枚）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
配布数	72	30	29	22	12	21	17	16	15	14

2 地域猫事業

地域猫事業とは、飼い主がいない猫（野良猫）を、不妊手術の実施によって繁殖を抑制し、地域住民が中心となり、餌やりの定時化やトイレの設置及びしつけを行うことで管理し、最終的に野良猫をなくすことを目的とした事業です。

野良猫が増えている原因に、不妊手術の未実施、身勝手な餌やりなどがありますが、いずれも「動物の愛護及び管理に関する法律」において強制力の伴った指導を行うことはできないため、解決することが困難であり、地域猫事業が有効な対策として注目されています。



地域猫事業

（１）本市における地域猫事業

本市では、平成30年度より野良猫対策の一環としてTNR事業（T:トラップ[捕獲し] N:ニューター[不妊手術し] R:リターン[戻す]）を実施しています。地元住民の課題解決に向けて支援しているため、地元住民を主体として、NPO法人（動物愛護団体）、市の三者協働で役割を分担し実施しています。

また、TNR事業における不妊手術は、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくら猫無料不妊手術チケット」を用いて実施しています。

〔表〕 地域猫事業における不妊・去勢手術実施状況

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施回数(回)	3	6	10	2	3	5	7
手術頭数(頭)	60	149	131	35	90	62	110

（２）地域猫事業支援補助金

野良猫の増加を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑の防止を図るとともに、動物の愛護及び管理の意識を啓発することを目的として、令和２年度より、地域猫事業を実施する団体に対して、その実施に係る事業費の一部（「さくら猫無料不妊手術チケット」では対象とならない断尾、縫合等の治療費）を補助しています。

〔表〕 地域猫事業支援補助金の交付状況

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
補助対象頭数(頭)	122	35	90	62	110
補助金交付額(円)	160,000	28,000	149,000	230,000	230,000

3 スズメバチ駆除費補助事業

スズメバチによる危険を防止し市民生活の安全を図るため、「スズメバチ駆除費補助金要綱」に基づきスズメバチの巣の駆除に要した費用の一部を補助しています。

(1) 補助の概要

スズメバチ駆除のために業者に支払った費用の2分の1に相当する額（上限1万円）を補助します。

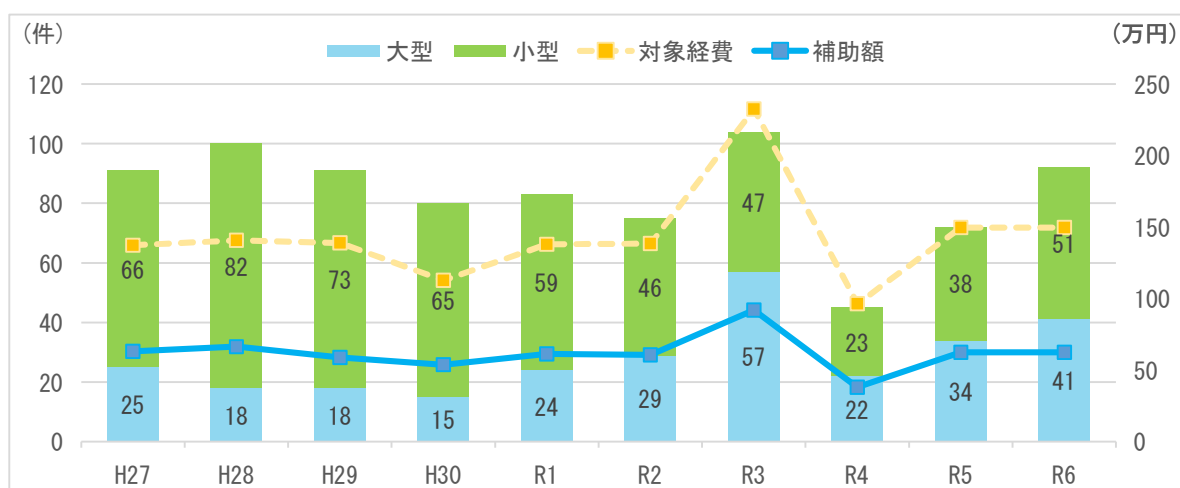
令和6年度は、前年度に比べ20件申請は増加し、749,200円の補助金を交付しました。（下表のとおり）



スズメバチの巣

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
交 付 件 数	91	100	91	80	83	75	104	45	72	92
補 助 額 (円)	630,100	663,300	587,600	537,500	613,000	606,500	919,300	380,000	624,000	749,200
対象経費(円)	1,373,560	1,407,560	1,390,060	1,128,300	1,380,190	1,386,200	2,325,680	964,800	1,497,700	1,835,100

〔表〕スズメバチ駆除費補助金の交付状況



〔図〕スズメバチ駆除費補助金の申請状況

4 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地や納骨堂、火葬場の経営の適正化を図ることにより良好な環境を確保するため、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の経営許可などに関する業務を行っています。

〔表〕墓地等の設置数（令和6年度末現在）

	墓 地	納骨堂	火葬場	合 計
設 置 数	1,850	2	1	1,853

（1）墓地の経営許可等

墓地や納骨堂、火葬場を新たに設置する場合や、拡張、廃止する場合は、市長の許可を得なければなりません。

〔表〕各年度における許可申請等の状況

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
経営許可申請件数	1	0	1	0	0	0	4	1	0	1
廃止許可申請件数	0	2	0	2	1	3	2	0	0	2
事前相談件数	7	3	3	9	3	2	2	0	0	0

5 飲料水の衛生管理

衛生的で安全な水の供給することにより公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、水道法及び藤岡市小水道条例に基づき、専用水道、簡易専用水道及び小水道における施設の設置許可や、衛生指導などに関する業務を行っています。

〔表〕各水道施設の設置状況（令和6年度末現在）

（単位：施設）

	専用水道	簡易専用水道	小 水 道		
			小 水 道	専用小水道	専用自家水道
設 置 状 況	3	51	24	1	8

（１）施設の設置等に係る各種許可・届出等の状況

①専用水道

専用水道の布設工事（新設・増設・改造）をしようとする場合は、市長の確認を受けなければなりません。

〔表〕各年度における確認申請等の状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
確認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各種届出件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②簡易専用水道

〔表〕各年度における届出の状況

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
各種届出件数	1	1	1	1	3	0	1	0	0	1

③小水道

小水道を経営しようとする場合や廃止しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
許可申請件数	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0
各種届出件数	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0

〔表〕各年度における許可申請等の状況

(2) 水道施設等への立入検査

水道施設から供給される水が衛生的で安全であるか確認するため、水道法及び小水道条例に基づく立入検査を実施しています。

〔表〕立入検査実施状況（令和6年度）

（単位：施設）

	専用水道	簡易専用水道	小 水 道		
			小 水 道	専用小水道	専用自家水道
実 施 状 況	0	0	0	0	0

※専用水道：寄宿舍・社宅・療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ②その水道施設の1日最大給水量が20m³を超えるもの。（ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地表または地中に施設されている部分の規模が、政令で定める基準以下である水道を除く。）

※簡易専用水道：水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、その水を一度受水槽に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

※小水道：水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法で規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいいます。ただし、臨時に施設されたものは除きます。

- ①小水道事業：一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行うものに対してその用水を供給する事業をいいます。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除きます。
- ②専用小水道：寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいいます。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。
- ③専用自家水道：学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいいます。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除きます。

V 第3次藤岡市環境基本計画（平成31年3月策定/令和5年3月改訂）

1 藤岡市環境審議会

藤岡市環境審議会は、良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制として、藤岡市環境基本条例第17条の規定に基づき設置された機関です。

審議会では、市長の諮問に応じ、藤岡市環境基本条例第4条に規定する施策の策定に関することや、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項に関することについて調査・審議し、市長に答申する役割を担っています。そのため、藤岡市環境基本計画の策定・見直しに際し、市長の諮問を受け、計画に関する調査・審議を行います。

委員は、学識経験者、市民及び各種団体の代表者、関係行政機関の職員で構成され、20人以内で組織しています。

2 計画の概要

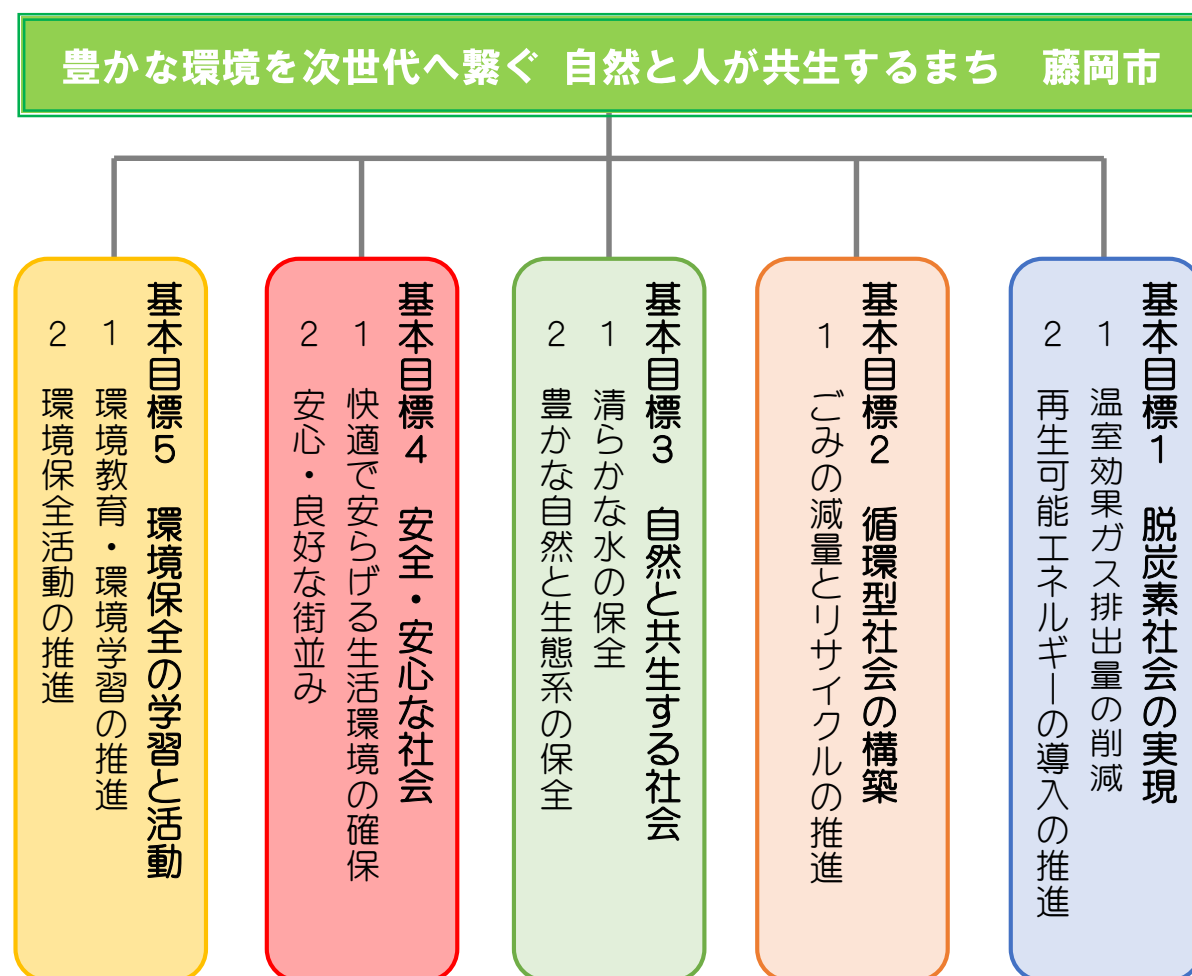
藤岡市環境基本計画は、藤岡市環境基本条例に示された基本理念に基づき、藤岡市の良好な環境を保全及び創造し、将来の世代も含めた市民が住みやすく、安全で快適に暮らしていくことのできるまちづくりを進めるための施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画は、国や県の上位の環境基本計画を踏まえながら、平成30年3月に策定した「第5次藤岡市総合計画」などとの整合性を図り、温室効果ガスの排出量を抑制し、次世代の子どもたちが安心して生活できる環境の実現に向けて、市民、事業者、行政が適切な役割分担と協力・協働に基づき、自主的かつ積極的に環境保全を推進するための指針となるものです。

3 計画期間と計画の見直し

平成31年3月に策定した現行計画（第3次計画）は、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間とし、令和5年度に計画の見直しを行う予定でしたが、環境分野における変化が大きく、また、「ふじおか5つのゼロ宣言」に掲げる、2050年までに「温室効果ガス排出量ゼロ」を達成する目標を反映させるため、見直しを1年前倒しし、令和5年3月に改訂版となりました。

4 望ましい環境像、5つの基本目標、基本施策



5 環境基本計画の目標指標

基本目標1 脱炭素社会の実現

1 地球温暖化対策実行計画に基づく施策の展開

2030年度までに2013（平成25）年度比で市内の温室効果ガス総排出量を46％削減する。

（1）脱炭素化の推進

（2）まちの脱炭素化の推進

指 標 項 目	単位	2013年度 (平成25年度)	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)
		基 準	中間実績	目 標
市の温室効果ガス排出量	千t- CO ₂	507	426	356

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P27

※算定元となる数字の公表時期の都合により、令和7年度を目標年度としている

2 再生可能エネルギーの導入の推進

(1) 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2020年度 (令和 2 年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
再生可能エネルギー発電量 (太陽光発電等)	MWh	79,377	157,593	198,300

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P31

基本目標2 循環型社会の構築

1 ごみ減量とリサイクルの推進

(1) ごみの排出抑制とリサイクルの推進

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2021年度 (令和 3 年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	1,146.5	1,166.6	1,100.0
一般廃棄物の再生利用率	%	20.6	19.4	27.0

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P36

基本目標3 自然と共生する社会

2 豊かな自然と生態系の保全

(1) 森林の整備と活用

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2021年度 (令和 3 年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
素材生産量	m ³	5,485	4,299	10,000

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P49

(2) 緑と農地の保全

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2021年度 (令和 3 年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
認定農業者数	人	145	145	138
農地所有適格法人数	法人	18	26	30
ほ場整備率	%	58	61	62

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P50

基本目標4 安全・安心な社会

1 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2021年度 (令和3年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
下水道の普及率	%	32.1	32.4	34.0
下水道の接続率	%	73.3	80.6	87.3
合併処理浄化槽の普及率	%	33.8	41.5	46.5

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P58

2 安心・良好な街並み

(1) 景観の保全

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2021年度 (令和3年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
景観啓発活動	回	0	0	2
都市計画公園供用率	%	26.7	30.3	32.0

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P63

基本目標5 環境保全の学習と活動

2 環境保全活動の推進

(1) 環境保全のための取り組みの推進

指 標 項 目	単位	2016年度 (平成28年度)	2021年度 (令和3年度)	2028年度 (令和10年度)
		基 準	中間実績	目 標
環境保全協定締結事業者数	事業者	37	80	90

資料：第3次藤岡市環境基本計画（改訂版） P71

令和 7 年度 藤岡市環境事業概要
(令和 6 年度事務事業実績報告書)

令和 8 年 2 月発行

藤岡市 森林環境部 環境課